

平成18年12月1日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
20番	高橋和夫	21番	立松一彦
22番	水野博	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原功
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

19番 佐藤良行

3. 会議録署名議員

21番 立松一彦                      22番 水野博

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	川瀬輝夫	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	服部輝男	開発部長	横井昌明
教育部長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠

十四山総合福祉センター所長	大木博雄	総務課長	佐藤勝義
企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
書記	飯田宏基		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議会運営委員会委員の選任の件
日程第5	議会広報編集特別委員会委員の選任の件
日程第6	学校建設特別委員会委員の選任の件
日程第7	海部南部水道企業団議会議員の選挙の件
日程第8 諮問第2号	人権擁護委員候補の推薦の件
日程第9 諮問第3号	人権擁護委員候補の推薦の件
日程第10 条例議案第77号	弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正の件
日程第11 議案第67号	愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件
日程第12 条例議案第78号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件
日程第13 条例議案第79号	弥富市副市長の定数を定める条例の制定の件
日程第14 条例議案第80号	弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件
日程第15 条例議案第81号	弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件
日程第16 条例議案第82号	弥富市安全なまちづくり条例の制定の件
日程第17 条例議案第83号	弥富市消防団条例の一部改正の件

- 日程第18 条例議案第84号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
- 日程第19 条例議案第85号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件
- 日程第20 条例議案第86号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件
- 日程第21 議 案第68号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第22 議 案第69号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第23 議 案第70号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第24 議 案第71号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
- 日程第25 議 案第72号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第26 議 案第73号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

~~~~~  
午前10時40分 開会

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第4回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第81条の規定により、立松一彦議員と水野博議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から18日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から18日までの18日間と決定をいたしました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~  
日程第4 議会運営委員会委員の選任の件

議長（大原 功君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。  
お諮りいたします。  
議会運営委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。  
よって、名簿のとおり選任することに決定をいたしました。  
なお、副委員長は名簿のとおりでありますので報告いたします。

日程第5 議会広報編集特別委員会委員の選任の件

議長（大原 功君） 日程第5、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。  
お諮りいたします。

議会広報編集特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

なお、副委員長は名簿のとおりでありますので報告いたします。

~~~~~

日程第6 学校建設特別委員会委員の選任の件

議長（大原 功君） 日程第6、学校建設特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

学校建設特別委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7 海部南部水道企業団議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） 日程第7、海部南部水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部南部水道企業団議会議員に中山議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中山議員を当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中山議員が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました中山議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦の件

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員候補の推薦の件

議長（大原 功君） この際、日程第8、諮問第2号、日程第9、諮問第3号、以上2件を一括議題といたします。

川瀬輝夫市長に推薦の理由を求めます。

市長（川瀬輝夫君） まず、初めに提案申し上げ御審議いただきますことは諮問2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平野広行氏が平成19年3月31日に任期満了のため、その後任として弥富市西末広一丁目80番地、平野広行氏を引き続き推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、絹川和子氏が平成19年3月31日に任期満了のため、その後任として弥富市竹田六丁目47番地2、絹川和子氏を引き続き推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議方、お願い申し上げます。

議長（大原 功君） お諮りいたします。

まず、諮問第2号は、市長の推薦どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

次に、諮問第3号は、市長の推薦どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

~~~~~

日程第10 条例議案第77号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正の件  
議長（大原 功君） 日程第10、条例議案第77号を議題といたします。

本案に関して、審査経過の報告を厚生常任委員長。  
厚生常任委員長（高橋和夫君） 全協でも報告させていただきましたけれども、再度、御報告をさせていただきます。

厚生常任委員会に付託されました案件は、条例議案第77号弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正の件であります。

本委員会は、去る11月28日に市長、助役、部課長出席のもとに開催し、審査を行いました。その結果、条例議案第77号弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正の件を審査しましたところ、全会一致で原案を可決しましたことを御報告いたします。以上です。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第11 議案第67号 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件

日程第12 条例議案第78号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の理  
の件

日程第13 条例議案第79号 弥富市副市長の定数を定める条例の制定の件

日程第14 条例議案第80号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正  
の件

日程第15 条例議案第81号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

日程第16 条例議案第82号 弥富市安全なまちづくり条例の制定の件

日程第17 条例議案第83号 弥富市消防団条例の一部改正の件

- 日程第18 条例議案第84号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
- 日程第19 条例議案第85号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件
- 日程第20 条例議案第86号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件
- 日程第21 議案第68号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第22 議案第69号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第23 議案第70号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第24 議案第71号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
- 日程第25 議案第72号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第26 議案第73号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第11、議案第67号から日程第26、議案第73号まで、以上16件を一括議題といたします。

川瀬市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 次に御審議いただきます議案につきましては、議案1件、条例議案9件、予算関係議案6件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第67号愛知県後期高齢者医療広域連合の設置につきましては、健康保険法等の一部改正に伴いまして、平成18年度の末までに愛知県内のすべての市町村が加入する広域連合を設置するため必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例議案第78号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、関係条例の用語等を整理するものでございます。

条例議案第79号弥富市副市長の定数を定める条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、副市長の定数を定めるものでございます。

条例議案第80号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正につきましては、開示決定等の期限を改める等のため、条例の一部を改正するものでございます。

条例議案第81号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、休憩時間を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

条例議案第82号弥富市安全なまちづくり条例の制定につきましては、地域全体の防犯意識を高めまして、地域ぐるみでの防犯活動の活性化のため必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例議案第83号弥富市消防団条例の一部改正につきましては、消防団組織法の一部改正に伴いまして、条文の整理のため、条例の一部を改正するものであります。

条例議案第84号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防

団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部改正でございます。よろしく申し上げます。

次に、条例議案第85号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防組織法の一部改正に伴います条文の整理、そして一部を改正するものでございます。

条例議案第86号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。印鑑登録証明の交付の申請を、電子情報処理組織を使用するために条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第68号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,460万5,000円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を122億8,555万6,000円とし、また弥富中学校移転屋内運動場改築・武道場建築工事請負費を含めまして9億9,000万円の債務負担行為の追加でございます。今回の補正予算の主な内容といったしましては、人事異動に伴います人件費の調整及び各種事務事業の上半期実績等を受けまして予算補正をするものでございます。

歳出におけます主な内容につきましては、総務費におきまして、愛知県議会議員一般選挙費として667万8,000円を追加計上するものでございます。

民生費におきましては、児童手当法改正に伴います支給区分の変更に伴いまして、児童手当を5,703万円増額するものでございます。

農業費におきまして、農地・水・環境保全向上対策支援業務委託料として1,000万円を追加計上するものでございます。

教育費におきましては、白鳥小学校の体育館の舞台装置維持修繕費でございますが、それからさらにいじめ・不登校等対策補助金を追加するものでございます。

次に議案第69号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、国庫負担に対する過年度分の返還金を追加計上いたし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億535万5,000円とするものであります。

議案第70号の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、土地の売払収入によりまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,142万4,000円とするものでございます。

次に、議案第71号の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、十四山西部地区の建設事業に対する補助金の追加割り当てにより追加計上いたしまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ8億1,800万円とするものでございます。

次に、議案第72号の介護保険特別会計補正予算につきましては、国の制度改正と介護サービス事業者の増によりまして歳出予算科目の組み替えをするものでございます。

次に、議案第73号につきましては、公共下水道事業の特別会計補正予算でございます。こ

れは、人事異動によります人件費の調整によりまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億77万4,000円とするものでございます。

以上が提案いたします議案等の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係の課長から説明させていただきますので、よろしく御審議方お願いいたします。以上。

議長（大原 功君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は朗読・説明を省略させます。

保険年金課長（佐野 隆君） 〔説明〕

総務課長（佐藤勝義君） 〔説明〕

防災安全課長（服部正治君） 〔説明〕

市民課長（加藤芳二君） 〔説明〕

議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案16件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案16件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

~~~~~

午前11時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 立 松 一 彦

同 議員 水 野 博

平成18年12月7日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 佐藤博   | 2番  | 武田正樹 |
| 3番  | 小坂井実  | 4番  | 佐藤高清 |
| 5番  | 立松新治  | 6番  | 山本芳照 |
| 7番  | 村井邦彦  | 8番  | 新田達也 |
| 9番  | 渡邊昶   | 10番 | 伊藤正信 |
| 11番 | 栗田和昌  | 12番 | 杉浦敏  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 三浦義美 |
| 15番 | 浅井葉子  | 16番 | 中山金一 |
| 17番 | 前田勝幸  | 18番 | 安井光子 |
| 19番 | 佐藤良行  | 20番 | 高橋和夫 |
| 21番 | 立松一彦  | 22番 | 水野博  |
| 23番 | 高橋清春  | 24番 | 木下道郎 |
| 25番 | 宇佐美肇  | 26番 | 久保文哉 |
| 27番 | 黒宮喜四美 | 28番 | 四方利男 |
| 29番 | 大原功   | 31番 | 原沢久志 |
| 32番 | 三宮十五郎 |     |      |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 23番 | 高橋清春 | 24番 | 木下道郎 |
|-----|------|-----|------|

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

|                   |      |                |      |
|-------------------|------|----------------|------|
| 市長                | 川瀬輝夫 | 助役             | 加藤恒夫 |
| 教育長               | 池田俊弘 | 総務部長           | 北岡勤  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 服部輝男 | 開発部長           | 横井昌明 |
| 教育部長              | 平野雄二 | 十四山支所長         | 平野瞳  |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野茂雄 | 監査委員<br>事務局長   | 村上勝美 |
| 総務部次長<br>兼税務課長    | 佐藤忠  | 開発部次長<br>兼農政課長 | 早川誠  |

|                   |      |        |      |
|-------------------|------|--------|------|
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 大木博雄 | 総務課長   | 佐藤勝義 |
| 企画情報課長            | 村瀬美樹 | 管財課長   | 渡辺安彦 |
| 防災安全課長            | 服部正治 | 会計課長   | 青木麗子 |
| 市民課長              | 加藤芳二 | 保険年金課長 | 佐野隆  |
| 環境課長              | 久野一美 | 健康推進課長 | 鯖戸善弘 |
| 福祉課長              | 横井貞夫 | 介護高齢課長 | 佐野隆  |
| 児童課長              | 山田英夫 | 商工労政課長 | 若山孝司 |
| 土木課長              | 橋村正則 | 都市計画課長 | 三輪眞士 |
| 下水道課長             | 伊藤敏之 | 教育課長   | 前野幸代 |
| 社会教育課長            | 高橋忠  |        |      |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 下里博昭 | 書記 | 柴田寿文 |
| 書記     | 飯田宏基 |    |      |

7. 議事日程

|       |          |                                    |
|-------|----------|------------------------------------|
| 日程第1  |          | 会議録署名議員の指名                         |
| 日程第2  | 議案第67号   | 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件                |
| 日程第3  | 条例議案第78号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件     |
| 日程第4  | 条例議案第79号 | 弥富市副市長の定数を定める条例の制定の件               |
| 日程第5  | 条例議案第80号 | 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件      |
| 日程第6  | 条例議案第81号 | 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件        |
| 日程第7  | 条例議案第82号 | 弥富市安全なまちづくり条例の制定の件                 |
| 日程第8  | 条例議案第83号 | 弥富市消防団条例の一部改正の件                    |
| 日程第9  | 条例議案第84号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件            |
| 日程第10 | 条例議案第85号 | 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件 |
| 日程第11 | 条例議案第86号 | 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件          |
| 日程第12 | 議案第68号   | 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件                |
| 日程第13 | 議案第69号   | 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件          |
| 日程第14 | 議案第70号   | 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件            |
| 日程第15 | 議案第71号   | 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件        |
| 日程第16 | 議案第72号   | 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件            |

日程第17 議 案第73号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第4回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、高橋清春議員と木下道郎議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議 案第67号 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件

日程第3 条例議案第78号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件

日程第4 条例議案第79号 弥富市副市長の定数を定める条例の制定の件

日程第5 条例議案第80号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件

日程第6 条例議案第81号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

日程第7 条例議案第82号 弥富市安全なまちづくり条例の制定の件

日程第8 条例議案第83号 弥富市消防団条例の一部改正の件

日程第9 条例議案第84号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第10 条例議案第85号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

日程第11 条例議案第86号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件

日程第12 議 案第68号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第13 議 案第69号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第14 議 案第70号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件

日程第15 議 案第71号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

日程第16 議 案第72号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第17 議 案第73号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第67号から日程第17、議案第73号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

まず、安井光子議員。

18番（安井光子君） 私は今回、議案第67号愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について、一般会計補正予算（第5号）、後期高齢者医療広域連合設立準備会の負担金について質問をいたします。

まず、質問に入ります前に、後期高齢者医療制度の概要や運営の仕組みなどについての資料の配付を求めたいと思います。広域連合ができるに至る医療制度について、よく理解した上での審議が必要ではないかと考えます。そうでないと、住民の方への責任も果たせないのではないかと思います。議員全員に今回の高齢者医療の全体像がわかる資料の配付をしていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

では、質問に入らせていただきます。

まず一つ目、後期高齢者医療制度の問題点についてでございます。

ことし6月、国会でこの制度が成立し、2008年4月から発足するこの制度は、75歳以上の高齢者、65歳から74歳までの寝たきりの方も含まれますが、現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離して、高齢者だけを被保険者とする制度でございます。これは、住民税の増税や介護保険料の値上げなどで、ただでさえ重い負担を強いられている高齢者に一層の負担をもたらし、かつ医療から遠ざけることになりかねない制度であり、見過ごすことはできないたくさんの方がございます。

まず一つ伺います。この制度の対象者は何名ぐらいで、1人当たりの保険料は幾らぐらいになるのでしょうか、御説明ください。この制度の対象者のうち、今まで各種保険の被扶養者になっていた人も一人ひとり保険料を徴収されることになります。医療給付費がふえれば保険料は値上げされることになり、介護保険のように負担がどんどんふえていくことになると考えますが、この点いかがでしょうか。

二つ目の問題です。保険料は介護保険と同じように年金から天引きされます。これは、国の試算では8割の人が対象になると言われております。年間18万円以下の方は普通徴収です。また、保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証や資格証明書が発行されることが明記されております。こうなりますと、お金がないために医療を受けることができない高齢者が多数生まれることにもなりかねません。これまで老人保健制度の対象者は、国民健康保険税を滞納していても資格証明書は制度的に発行されてきませんでした。今まで弥富市では、国保税などを経済的理由その他で滞納されている方でも、市の方がよく本人と話し合いの上、分割してでも納める意思のある方については資格証明書は発行されておられません。今後、障害者、高齢者、低所得者への減額・免除制度はどうなるのでしょうか。県や市にこれの裁量の余地があるのでしょうか。この減免制度その他についてよく御検討いただき、広域連合に高齢者の立場に立った提案をしていただきたいと思います。市長として、どのようにこの点お考えでしょうか。

三つ目、診療報酬の問題ですが、この制度では診療報酬体系をほかの世代と別立てにして、75歳を超えた高齢者には、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実として診療報酬を引き下げ、手抜き医療になる危険性がございます。診療報酬を引き下げますと、医療機関は収入が少なくなるために、高齢者を敬遠する事態も起こりかねません。

市長にお伺いいたします。後期高齢者医療制度の導入は、高齢者の命と健康を脅かすものだと考えますが、川瀬市長はどのようにお考えでしょうか。川瀬市長御自身もこの医療制度の適用になるかと思われませんが、ぜひこの点について市長としての御見解をお尋ねいたします。

大きな二つ目、後期高齢者医療広域連合についてお尋ねをいたします。

広域連合の規約は12月議会で議決し、来年2月までに県知事の許可を得て、3月20日から施行となっております。広域連合の議会議員の定数は規約のとおり34人となっておりますが、津島市、愛西市、弥富市、海部郡の町村で議員は2名となっております。議員の選出方法は、規約上は直接・間接選挙いずれも可能とありますが、どのような方法で選出されますでしょうか。

2番目、9市町村で2名の議員では高齢者の声が届きにくくなります。高齢者にとって切実な保険料の設定、減免の規定が高齢者の実態とかけ離れたところで決められる懸念があります。高齢者の意見もよく聞くべきではないでしょうか。高齢者の生活実態がどのように把握され、高齢者の意見がどのように反映されるのか。また、広域連合議会の弥富市議会への報告等はどのように保障されていくのか、お答えいただきたいと思います。

三つ目は、市長会、市議長会が連携をとりながら、高齢者の生活実態に見合った対応ができるよう改善を図っていただきたいと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

二つ目の問題です。一般会計補正予算18ページでございしますが、3款3項2目19節後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金が67万円になっておりますが、これについてお尋ねをいたします。

一つ目、準備委員会はどのように構成され、進められていますか。

二つ目、負担金は総額幾らで、市町村にどのように配分されたのでしょうか。

以上、質問をさせていただきます。御答弁をよろしくお願いたします。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） 高齢者医療の問題でございしますが、これは当然市町村が運営している老人保健の制度ですが、当然県単位で設置しておるということございまして、今後そういう場におりましたならば、そしてまたそれぞれの動向を見ながら、基盤強化になると考えておりますけれども、いろいろこれから改善するような努力もさせていただきます。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問にお答えいたします。

いろいろ御質問されましたが、大前提といたしまして、後期高齢者医療制度は20年4月1日から施行されるものであります。それをスタートさせるべきものとして、現在、準備委員会を設けて行っております。ですから、今後、保険料などの細部について、その設置されます後期高齢者医療広域連合で協議を重ね、決めていくこととなります。ですから、現在未定の部分が多くございますので、御理解願いたいと思います。それから、また今後、細部にわたって協議を重ねた結果、決まっていきましたら、市民の方にはパンフレット等で、それから議会の方々にはその都度というように、新しい動きがございましたら周知・報告していこうと考えております。

それから、一般会計の補正予算のことでございます。これは組織のことでございますが、準備委員会は、を8月1日に県内全市町村の同意のうえ、国保連合会に事務所を構えて設置しておりますが、準備委員会の構成につきましては、県内の市長会、それから町村会の役員である市長さん9名で構成される委員会がございます。その下部として、県内の全市町村の担当課長で構成される幹事会、それから担当者で構成される実務者部会がございます。

それから負担金の基礎でございますが、必要経費を均等割10%、それから人口割45%、後期高齢者割45%の割合で計算したものでございます。以上でございます。

〔「議長18番」の声あり〕

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 再質問をさせていただきます。

私が冒頭申し上げた件につきまして、後期高齢者医療制度につきましては既に国の方で決まっている問題なものですから、資料はあると思います。だから、規約について検討する以前に、この後期高齢者医療制度がどのようになっているのか、これについて私も議員がしっかり勉強して、住民の方ともお話し合いをしながら進めていかなければならないと思います。だから、医療制度の概要とか運営の仕組みについて資料があると思いますので、これを全員に配付していただけないかと申し上げたのでございます。これについてはいかがでしょうか。

それから、詳しいことは広域連合の議会で決めるということでしたが、弥富市でこの制度の対象者となる方は既におわかりかと思えます。老人医療の対象者、75歳以上の方がその対象になるかと思えますが、何名ぐらいお見えになるのでしょうか。この点、お答えがなかったのでお尋ねします。

それから、保険料については今後決められると思いますが、新聞等によりますと、大体全国平均で普通の収入の方では6,200円ぐらいになるんじゃないかと報道がされております。このような負担になりますと、75歳以上の方は介護保険も年金から天引きされ、その上に医

療保険も、扶養家族の方は家族から独立してこの保険に入り、両方とも天引きされるということになるのでございます。この点、減免制度とか、それから今お年寄りの方では1万5,000円とか大変低い年金の方もございますが、こういう方が介護と医療保険を天引きされていくと、あと生活がやっていけないという実態が生まれてくると思います。こういう点について、ぜひ高齢者の実態を市長会や議長会、それから議員の配分は弥富市にあるかどうかわかりませんが、こういうことをぜひ県の広域議会に反映させていただくような手だてをとっていただきたいと思いますが、その点、御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 対象者の人数でございます。現在、老人保健の対象者の方々が20年4月にそのまま後期高齢者医療の方に移りますので、10月現在、3,693人の老人保健の対象者が見えます。20年の4月ごろになると4,000名ぐらいになるのではないかと把握しております。

それから、保険料のことは今後広域議会で検討されるわけでございますけれども、ある程度、介護保険でも、それから国民健康保険でも軽減制度というものがございます。後期高齢者医療の保険についても、やはりそういった物の考え方は踏襲されると考えますので、そういった軽減制度、それから減免制度といったものは、今後、広域連合議会の中で、あるいは広域連合の議会の前の幹事会なり実務者部会なり、それから委員会を通して検討されていく事項ではあるかと考えております。

制度の概要につきましては用意させていただきたいと思っております。後日にさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（大原 功君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 上程されております議案のうち、私は68号の一般会計補正予算について、通告では総務部長または助役というふうにお尋ねしましたが、質問の内容はひょっとすると市政運営の根幹にかかわる問題になるかもしれませんので、その場合には、御答弁が助役で難しければ市長の方からお答えいただいても結構でございますが、多分御相談されたことだと思いますので、しかるべき方々に御答弁をお願いいたします。

一般会計補正予算の歳入の2ページに、繰入金のうち基金繰入金を今回977万円増額補正するという御提案でございますが、実は現在、弥富市の税収等は、既に国との間では地方交付税の決定がされた段階で、ほぼ確定に等しいような形で見通しが立っております。それは、前年の実績とか現在の調定額とかということもございますが、ほぼ大筋間違いないということで7月段階で交付税が決められるわけありますから、国も、当然市にとっても、この程度の収入が見込めるということはそんなに争いのないことでございますが、それによりますと、市町村民税、固定資産税、あるいはたばこ税とかと、あと若干の取得税交付金とか、そうい

うものを合わせまして、大体、現在予算計上されていない留保財源が、私の見通しというか、今の交付税との関係で見ますと4億5,000万円ほどございます。加えて、特別交付税は予算では1億1,400万円しか計上されておりませんが、例えば、17年度は特別な事業がありましたので参考にできませんが、何の特別な事業もそう大してなかった16年度の旧弥富町の実績でも、1億2,300万円を超える特別交付税がございますので、特別交付税については私はまだふえる可能性があるというふうに見ておりますが、こういうものを含めると、約5億円近いような留保財源を弥富市は現在持っていると思います。当初予算では8億9,394万4,000円の積立金を取り崩すということを予定しておりましたが、その後、繰越金等がございました関係、あるいは普通交付税が当初の見通しより1億9,500万円余り減少したことから、実際にはもっと多くの財政収入があったわけでありますが、そういう中で、現在も予算上は4億7,900万円余りの基金の取り崩しをしなければ、ことしの財政運営はできないという形に議会に発表されておりますし、私たちもそういう議決をしております。ところが、今申し上げましたように、現在の段階で恐らくどんなに少なくとも4億5,000万、場合によっては5億円近くの留保財源を持っているわけでありますから、これは議決して執行する、あるいは可能な限り一日も早く、市民から預かった税金であり、財布でありますので、その実態を議会にも報告する、市民にも報告する、そういう議決をしていく。

とりわけ、今は途中といいましても、もう既に12月であります。本来は、これは年度当初に明らかにして、そして弥富市の事業計画や財政計画を定めなければならないというふうに思いますが、こういう予算計上の仕方というのは、実は市民の皆さんから預かった税金を有効に使うという上では非常に問題があるのではないかと。少なくとも、可能な限り、当初予算でそういう財政の実態がわかる予算の計上の仕方をする。どんなに遅くとも、4月には国との関係でもそういうのがありますので、9月議会では補正予算の中で、当年度分の収入では賸えないから基金を取り崩して充当するというようなものにつきましては必要がなくなったということ明らかにすることは、最小限の市側の財政当局の義務ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

ここに愛知県の、ちょっと古いものがございますが、予算書とあわせて提出されます予算の重点施策の概要という説明書がございますが、これによりますと、すべての款項、あるいは税収等につきまして、新年度の予算の見込み額、それから途中の、例えば今ですと新年度予算を県は来年の2月に提案されるわけでありますが、今年度の当初予算と最終見込み額をそれぞれ出して、それに対する比較を出しまして、非常に全体としてもわかるものになっておりますが、多分弥富市の予算書をこういう比べ方をしますと、とても皆さんに説明できないものに今のやり方ではなっておりますので、私は、可能な限り当初予算に全体像がわかる計上をする、そして実際の収入があって、現在のように基金の取り崩しをして何とか無理し

てやっておるといような見かけ上のやり方ではなくて、そういうものは速やかに実態が補足できた段階で補正をしていくということが必要ではないかというふうに思いますが、この予算のあり方について御答弁をいただきたいと思います。

それから、もともと私どもが実際に通常持ち歩く予算の説明書というのは、こういうものだと思いますよね。ところが、実際には3月の条例とあわせてとじ込んだ、要するに議決案件だけのものとこれと合わせて一体になっているわけですね。今回たまたま、この補正予算の中で、新年度に向けて教育費とのかかわりで債務負担行為が行われておりますが、5ページの方で屋内運動場の改築と武道場の建築工事の請負費が、恐らく発注だけして、今年度は金を基本的に使わない、来年度にお金を払うという仕組みになっているものだと思いますが、現在の弥中の建設費につきましても、たしか22億円余りの工事入札だと思うんですが、本年度の予定している予算額は8億7,100万円なんですよ。ところが、この説明書の方にはどこにもそういうのがなく、仕組みとしては前年度までの債務負担行為を記入することになっておりますが、当該年度の方は3月に出された、こういうものと一緒にとじ込んだやつの中の議決書の方に出ておるわけですね。ちょっと見たらそれが、すぐ気がつかんかったもので、教育課の方にお尋ねをしたらそちらにありますという話だったんですが、やはりそんなに大部のものではありませんので、とりわけそのときに聞いてびっくりしたんですが、弥富はこの予算説明書を図書館にも置いてないんですね。大体多くの市町村は図書館に置いたり、インターネットで情報公開したり、いろいろやっておるわけですが、図書館に置いたりしようと思うと、この1冊の中に、そう大した大部のものではありませんので、全体がわかるものが入っていなければ、十分予算の全体像、それから弥富市の本来の重要事項がわからないというか、そういうことを考えますと、皆さんに可能な限り知っていただく、あるいは私どもが持ち歩くものの中にそういう基本的な部分が含まれるような改善が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

それからもう一つは、これからも予算編成に入っていきますから、予算書の関係で中身ですね。説明が、この県のものを見ましても、予算の規模と事業内容が非常にわかりやすいものになっていますよね。例えば小学校費、中学校費ですと、職員の給与を負担している関係で、予算の総額とあわせて、全県の児童・生徒数や学級数や教職員数が前年と比較して一覧表が出されている。だから事業規模がわかるとか、それから補助事業ですと箇所づけがきちんとされているというふうになっておりますが、残念ながら弥富市のものは、従来から私どもは改善を求めておりましたが、なかなかそういうものになっていなくて、予算書を見ただけでは、改めてこれは何だ何だというお尋ねをしなればわからないとか、それから前年、前々年との比較が、決算書はされているんですが、本来は予算を議決して執行するわけですから、予算審議の段階で、前年、あるいは先ほど言いましたように当初予算と最終見通しと

新年度予算の比較ということがきちんとされるとか、それから決算書では節別の一覧表が出されておるんですね。決算では比較できますが、実際には議決して執行するというのを考えると、そういうものが予算のときにも出されて、前年との比較ができる仕組みというのをつくって、本当に議決機関にふさわしい、議会として判断できるものに、ぜひ新年度予算の予算書からそういう方向で御尽力いただいて改善をしていただきたいと思います、御答弁いただきたいと思います。

議長（大原 功君） 加藤助役。

助役（加藤恒夫君） 先ほどのお尋ねでございますが、詳細については担当の方からお答えをさせますけれども、基本的に今の基金の繰入金の関係につきましては、以前にも議会の中でもっと早いところ区切りをつけるべきじゃないかというお話もいただきました。それ以後いろいろ調整をとっておりますが、特に歳出よりも歳入の不透明的なところが、それぞれ歳入というのは弥富市だけで解決できるものではないわけですし、いろんな慣例の中で歳入が組み立てられておるわけですが、そういった組み立ての中ではっきりしない問題も生じておまして、こういった繰入金の中でいろいろ調整をするといった面もございますが、今後早く、すべて繰入金については表へ出してすっきりし、それ以後の補正についてはいろいろまた対応もございますので、そういった中での処理の仕方ということを今後財政の方といろいろ調整をとって進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それから、今、教育委員会の件がございましたが、教育委員会ばかりではなく、いろいろ国の方も平成18年、19年という年度年度の予算がありまして、年度末に前倒しで予算だけの配当が来る場合があります。それには、やはりあくまで事業主体となる弥富市そのものも財源を組まなければなりません。それが全く執行できず、予算を組むだけであって、次年度に予算を消化するという、不自然的なところも確かにありますが、国の方の年度年度の財源措置の中で、それぞれ各市町村に対する支援といった流れの中でそういった組み立てられ方をすることがございますので、これは私どもだけでどうこうということではできない内容でございます。かといって、事業計画は当然立てておりますが、その中で年度を前倒しで財源確保される場合についてこのような形になりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以後、予算のつくり方、いろいろ御指摘もございましたが、これも以前にもお話を聞かせていただいております。先回も申し上げたわけですが、詳細にできるところとできないところといった面もございますので、詳細にできるところはもう少しわかりやすくというお話について、関係の方と十分協議して今後対応させていただきたいと思っておりますが、すべてそのような形にさせていただくということが、執行上、逆に問題になるということがございますので、ひとつよろしく願いしたいというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） ただいまの御質問につきまして、基本的にはただいま助役がお答えをさせていただいたとおりでございます。これまでも、さきの9月議会でも補正予算を計上させていただいておりますが、特に収入額の大きなものにつきましては、額が確定した段階で、できる限り早い時期に補正をお願いいたしております。

それから、特に市税につきましては、調定あるいは収入のところで不確定な要素があります。こういうことの中で、現在は余り早い時期には計上はいたしておりませんが、さきに助役がお答えしましたような方法で今後適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

〔「議長32番」の声あり〕

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 当然、景気の動向だとかいろいろな問題がありますので、そう単純な問題ではないと思いますが、だけど市町村に比べると県の方はもっと大変なんですね。事業税だとか法人税というのは所得の動向で大きく動きますが、弥富市の場合の基本は住民税と固定資産税ですよ、税収でいいますと。これはもう前からわかっておるやつなんですね。しかも、実際に国が基準にしておるのは、全国平均で低いところでも現年分の98%を基準にして交付税を計算しますが、弥富市の場合は少なくともその98%を下回ったことなんか一度もないわけでありまして、少なくとも7月の段階では全部、どの程度入るかというのは基本的にわかっておって、あとは法人税ですが、今の法人税の額というのは全体から見てもそう大きな狂いはないし、法人税の税収も含めて7月段階では国との関係で決めるわけですが、問題は、国も県もそうですが、当初予算で基本的に見通しを含めた予算計上をする。そして、狂いがあったときには補正をするという考え。うちは相当、今言ったように、大体今年度の税収は60億だと思うんですが、税収だけでも4億近く留保みたいな形で残していくやり方というのは、結局、当初予算では基金繰り入れを5億だとか7億だとか、ことしの場合は9億近くやる。そうでないと予算が編成できないような形で示されておりますが、実際には、17年度もそうでありましたが、基金の繰り入れは全部なしにして、まだ前年度に比べて基金と、それから翌年度への繰越金が3億3,000万円余り余分に残るとか、本年度も、今みたいな事情からいいますと、弥中の2億円の繰入金は特別な事業でやるかもしれませんが、今後の財政状況によっては、しなくても済むような可能性もありますので、ここは税収全体からいうと5%前後の留保だと思うんですが、実際に市町村のお金のうちの7割、8割というのは、職員の給与だったり、それから借金の返済だったり、あるいはどうしても動かせないお金ですよ。この辺のお金が実際に、今言った何億あるかということによって市の独自の事業ができるわけでありまして、ここを早く当局も明らかにする。しかも議会にも

明らかにし、議決して執行するということを考えたら、ここを留保にするようなやり方というのは予算編成の基本に外れている。とりわけ市になりました機会に、全国の今やっている実際の会計のあり方にしっかり改善していただいて、そういう形で進めていただく。そして、きちんと中・長期の財政計画も持って、計画的に市民の要求にこたえていくというか、幸い財政的に非常に恵まれておりますのでこんなことができるんですが、今ほとんど全国の8割、9割の市町村というのは、実際にはどうやって予算を組むのか、結局つじつまが合わんから、実際に入らないことがわかっておっても、水増しした予算計上をして、予算編成するというような時期でありますので、あるからいいということではなくて、きちんと皆さんから預かった税金、市民の財布の実態がどうなっておるかということを一日も早く実情に即して公表しながら、市民と一緒に市政を進めていくという立場に立っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、さっき助役は国の予算配分で云々というお話があったと思うんですが、それ自身を別に問題にしておるわけじゃなくて、実はたまたまそれが出てきた段階で、弥中の改築費が債務負担行為になっておるはずだけど、説明書の方を見たらそれがなかった関係でお尋ねしたら、実は議決書の方の、だから私どもが日ごろ持ち歩かない方の中にとじ込まれておるという説明をしていただいたんですが、大体あの予算書、ああいう別分冊にしたのは、少なくとも市の担当者の方々も私どもも持って歩いて、市民と話をするためにつくっていただいたものだと思うんですね。そうしたら、それをふやしたって大したあれになりませんので、先ほど申し上げましたような改善とあわせて、ぜひそういう肝心なところは予算書の中に、多分、市の多くはそういう形にしておると思いますので、1冊にとじ込んでいただくというふうにしていただきたいんですがいかがでしょうかというお尋ねでございますので、あわせてひとつ御答弁いただきたいと思います。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 再質問の関係でございますけれども、私どももできる限り予算についてはシビアに組んでということで指導しておるわけでございますが、そういった中でも、やはりいろいろお話の中で考えてみますと、歳入欠陥を起こしちゃいかんという流れのパーセントの持ち方が、結果的に今のようなお話の数字になってくるという面も十分ございます。この歳入については、今お話ししましたように、当該年度でもなかなかわからない面もあるわけですが、そういったことを、極力情報を得て、歳入欠陥にならないということも当然頭には入れなきゃなりませんけれども、もっと正確なものをシビアな形で積算いたしまして、こういうことについて、この数字がなくなるということは決してございませんけれども、この数字を縮めるということについては、我々財政部門も十分今後検討しまして対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから最後のお話につきましては、今後財政の方ともいろいろ調整をさせていただきまして、わかりやすい形で対応させていただくような努力をいたしたいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 議長の許可を得まして発言をさせていただきます。

まず議案第67号につきまして、後期高齢者医療広域連合の設置について安井議員からも質問があったところでございますが、私も市長にお尋ねいたしたいと思えます。

これからは地方分権の時代だと言われておりますけれども、今度のこの後期高齢者医療広域連合というのは地方自治権が奪われてしまう内容ではないかというふうに私ども考えますが、どのようにその点を見ているのか、地方自治権の問題でお伺いをいたしたいと思えます。

また、先ほどの安井議員に対する答弁の中で、市長は今後改善するよう努めていきたいということを発表されましたけれども、実際に今の規約等を改正しようと思うと、本当にこの弥富市議会のできるのか、また弥富市長のできるのかということになりますと、大変厳しい問題だと思えます。そういう点で、本当に弥富市の声が反映される内容となるのかどうか、その点について市長の見解、また担当者の方からも説明をいただきたいと思えます。

次に議案第82号につきまして、安全なまちづくり条例の制定についてでございますが、ここでは4条、5条、6条につきまして、それぞれの責務が述べられております。これまでとどういふふうに変ってくるのか、この条例を制定することによって、市民の責務というのはどのようになってくるのか、その点について詳しい説明をいただきたいと思えます。

次に、議案第68号についてでございます。一般会計補正予算につきまして、債務負担行為といたしまして9億9,000万円の補正が計上されております。これにつきましては、弥富中学校の移転の屋内運動場等工事費と聞きます。この工事は完了されますと、大体完成だと思えますが、どうなのでしょう。この分を含めました工事費の総額についてはどれだけになっているのか。また、国や県の補助金額、起債の額、一般財源の額はそれぞれどのようになっているのか、具体的に説明をいただきたいと思えます。

次に、農業総務費の中で委託料といたしまして農地・水・環境保全向上対策支援業務委託料といたしまして1,000万円の予算措置をしておりますが、これは具体的にはどのような内容になっているのか、お伺いをいたしたいと思えます。この事業につきましては、本年度、既にモデル事業といたしまして森津地区で取り組んでいると聞きます。ここでの事業計画や予算書の作り方、申請方法、書類の作り方のひな形を各地区におろし、市の担当窓口が援助に入って指導するならば、こういった委託はしなくても取り組めるのではないかというふうに思われますが、その点についてはどうでしょうか。

また、これまでの各地区ごとにやられてきた取り組みをこれからもしていただければ、1

反当たり 4,400円の補助金が出るとの説明を聞きますが、実際にはこの弥富市ではどのような内容になるのか、詳しく説明をいただきたいと思います。

次に学校管理費、節の19負担金といたしまして、いじめ・不登校等対策補助金 120万円が予算計上してありますが、これにつきましてはどういう内容か。いじめ・不登校とありますが、現在の学校ごとの状況というのはどのようになっているのか、御報告をいただきたいと思います。

きのうの新聞でしたが、中日新聞を見ておられますと、県内版で現在中学校にはスクールカウンセラーが県の援助で来ていると聞きますが、いじめ対策につきまして神田知事は、現在中学校に配置しているスクールカウンセラーにつきまして、小学校でもいじめがふえており、新たに配置を考える必要があると述べておりますし、また中学校には本年度、県内、名古屋市を除く 302校に配置し、いじめや不登校などに関する悩みについて生徒から相談を受けているとありましたが、これについて詳しく説明をいただきたいと思います。

次に、議案第71号についてでございます。農業集落排水事業特別会計補正予算につきまして、市債補正が計上されておりますが、市債の発行額の考え方についてお伺いをいたします。借り入れの可能額を満額借りるという状況になっているのか、その内容につきまして説明をいただきたいと思います。

次に、議案第73号弥富市公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。ここでは減額補正予算額は22万 6,000円で、歳入歳出 8億77万 4,000円となっております。この内訳を見ますと、市債の発行額は56%に当たる 4億 5,170万円が市債で対応されております。内訳を調べてみますと、国庫補助金は2億 5,000万円、県補助金は50万円、一般財源は5億 5,027万 4,000円ですが、そのうち、先ほど申しました市債で4億 5,170万円を充当いたしておりますので、実際の単年度の負担額は 9,857万 4,000円でございます。

この点について見てみますと、事業開始の前には、弥富町の町議会で説明があったそうですが、20年間に及ぶ流域下水道及び関連公共下水道の財政計画という一覧表がございますが、ここで見てみますと、起債は約 168億円ほど、起債の償還費は 255億 8,000万。これだけのお金を20年間で返していかなければならないというような大変な内容でございます。しかし、公共下水道を始めるときには、市債を活用した場合は、その55%相当額が交付税措置として町の方に、今現在は市ですが、市の方に入ってくるという説明でございました。しかし、その後、この説明の後、国は交付税制度の見直し、改悪を行ってきたため、弥富町は交付税の不交付団体となりました。平成17年度で見ますと、単年度財政力指数は 1.005となりました。こうしたことからいたしますと、事業計画に大きな影響が出るのではないかと心配されます。

そこで、当初の説明の数字を見ますと、142億 6,500万円というお金を、起債償還費の国

の方の補助として地方交付税で措置しますよと言っていたわけですが、こういったお金も見込めなくなってきたのではないかというふうに考えられますが、その点についてどのように  
なってくるのか、担当者の方から説明をいただきたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（大原 功君） ここで1時間たちましたので、10分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） いろいろ御質問、また批判を受けたわけですが、先ほどの後期高齢者医療の制度ですが、これは県単位と言ったので、県単位だというふうに思  
っていらっしゃると思います。これは市町村の広域連合でございますので、勘違いをせんよ  
うにしていきたい。そういう意味で、これは基盤強化といいましょうか、大きく広域で  
やりますからそういう状況であります。したがって、意見も言えますし、また改善もできま  
すし、また共産党議員団の皆さん方も、中央でいらっしゃると思いますので、中央でできんことを  
こっちの方まで言われても私ども迷惑しますので、どうぞひとつよろしく頼みます。こっち  
でできんだろう、あっちでできんだろうでは全く困っちゃうので、あなたたちはあなたたち  
の組織でやっていただきたいと思います。私たちも努力させていただきます。ただ、努力を  
するということでございますので、勘違いをされんようによろしく願いいたします。やる  
とは言っていませんので、そのような方向で進めていくということでございますので、よろ  
しく願いいたします。

そのほかいろいろございましたけれども、自治権というものはあるということで奪われま  
せんので、どうぞよろしく願いします。

議長（大原 功君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、原沢議員の条例議案第82号安全なまちづくり条例  
の関係について御答弁させていただきます。

まず第4条は、安全なまちづくりに関する総合的な施策を市の責務として明記するととも  
に、市が実施する施策の基本的事項を示したものであります。次に第5条は、市民一人ひと  
りが犯罪の防止を人任せにすることなく、自分自身の問題としてとらえ、地域の一員として  
自主的な防犯活動を推進することを示したものであります。第6条につきましては、事業者  
が地域の一員として安全なまちづくりに努力すべきことを示したものであります。

これまでとどう変わるのかということでございますけれども、条例を制定するしないにかかわらず、基本的な部分は何ら変わりないと思います。第1条にありますように、条例を制定することにより、目的を明記し、犯罪の防止を目的とした条例であるということを明確にしたところであります。市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会、つまり犯罪の被害に遭うことのない地域社会の実現を目指したところであります。以上です。

議長（大原 功君） 次に、教育課長。

教育課長（前野幸代君） 弥富中学校屋内運動場工事が完了すると思うがどうかの御質問にお答えいたします。

現在工事を行っている校舎棟と同時に、平成20年3月までに完成の予定でございます。工事費の総額及び財源内訳につきましては、校舎棟等が22億 1,550万円で、屋内運動場等は9億 9,000万円を見込んでおります。財源は、国庫補助金5億 5,300万円、起債14億 3,000万円、一般財源12億 2,250万円を見込んでおります。

いじめ・不登校等対策補助金の内容につきましては、スクールカウンセラーや研修講師の派遣、リーフレットの作成を考えております。いじめ・不登校等の今年度の状況につきましては、11月末現在で、いじめが小学校で5件、中学校で5件、不登校は小学校で5人、中学校で24人、学校より報告を受けております。これらの対策といたしまして、双方の保護者との懇談を行ったり、先生が家庭訪問して指導を行っております。

スクールカウンセラーの相談件数につきましては、1日当たり平均すると、弥富中学校6人から7人、弥富北中学校4人から5人、十四山中学校は1人程度です。放課や時間外、親の相談もありますので、夜7時や8時になることもあります。また、スクールカウンセラー専用の電話も引いてありますので、電話での相談・指導も行っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 一般会計補正予算の議案質疑でございますが、今回予算計上いたしました農地・水・環境保全向上対策支援業務委託料につきましては、平成19年度から実施されます農地・水・環境保全向上対策事業の実施に関するものでございます。この事業の内容につきましては、各集落内の農業者の高齢化や、また非農業者との混住化が進行しておる現在です。農地や農業用・排水路などの資源を守るまとまり等も弱くなってきておるといったことに着目をいたしまして、非農業者の理解を得て、地域住民の協働による地域の環境保全向上と、それから農業者による今までどおりの農地・農業施設の維持管理を図っていくものでございます。そうした事業の取り組みに際しまして、現在、実施希望地区につきましては47集落ほどございます。これを、鍋田地区においては8区域、市江地区については1区域、また十四山地区においては4区域を事業区域といたしまして、本年度内に実

施すべき組織の設立、規約等の作成、それから農地面積の把握、農業用施設、用・排水路といったものの現状把握、またそういったことに基づきまして農業施設の適正管理や地域の環境向上対策等の活動計画を年度内につくるための委託でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大原 功君） 下水道課長。

下水道課長（伊藤敏之君） 農業集落排水事業特別会計補正予算の市債の借入額につきましては、補助対象事業費について、県補助金等を除いた充当率での借入れを基本として考えております。主な歳出につきましては、現在施行中であります十四山西部地区の建設事業費が主で、これは愛知県より補助対象事業費の追加割り当てによるものでございます。一日も早い完成を待ち望んでみえる地域市民に対しまして、本制度を十分活用し、早期完成に向けて努力したいと考えております。

また、公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、市債の借入額につきましては、農業集落排水事業と同様の考え方で当初予算に計上しており、今回の補正予算につきましては、給与関連の精査によるものでございます。したがいまして、今回の補正は市債に係るものではございませんので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

〔「議長31番」の声あり〕

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） あまりにも答弁があっさりしているのので、聞いても本当に誠実さが感じられないなあということをもとに印象として述べたいと思ひます。私は、もっと本当に親身になって議論ができるような議会にしていきたいと思ひます。

それで、今、最後の方では農業集落排水事業と弥富市の公共下水の問題について質問したわけですが、この質問の趣旨は、十四山の農業集落排水事業につきましては、市債を発行した場合、十四山はまだ交付団体ということで、交付税を受けることができます。ですから、十四山では借金をした約半分は交付税措置として返ってくる仕組みになっているということで、その点で十四山では、合併をしましたがけれども、まだそれぞれの自治体の今までと同じような計算方式で、財政については国の方が措置をするということになっておりますので、十四山の集落排水での起債のあり方は、借入可能額全額を借りて事業を進めるという考えなのか、それとも、そのときそのときでいろいろと柔軟にやっておるのか、その点についてまずお伺ひをしたわけであります。

それから公共下水道の方は、先ほども申しましたように莫大なお金がかかるわけですが、これにつきましては、当初の説明では弥富町も交付団体ということで、借金をしても心配ありませんよと。その約55%は交付税措置として返ってきますよということで、財政の心配が要らないということで事業がスタートしたわけですが、平成17年度には弥富町の単年度の

財政力指数は1を超えてしまったという状況の中で、こういった今までの財政のままで本当にやっていけるのかどうか、その点についてお聞きをいたしたわけであります。

それから、市長さんにもこの点についてお伺いをいたしますが、市長は4年前の選挙の立候補に当たりまして、町民の皆さんに対して七つのお約束というものを発表いたしておりますが、その中で下水道対策につきまして、流域下水道計画に参加しますと。事業計画は、住民の皆さんと町の大きな負担にならないよう、十分注意を払いますというふうに説明をされております。ですから、その点について、社会状況の変化があれば当然見直しをしなければならない時期が来ると思いますが、そういう点で、今弥富市はどのような考え方でこの事業を進めていこうとしているのか、その考え方についてお伺いをしたわけでありますので、その点についてまともな答弁をお願いいたしたいと思えます。

それから、学校関係のことについてでございますが、先ほど担当課長の方から、スクールカウンセラーにつきましては、非常に熱心に、父兄からも相談があれば時間をいとわず夜遅くまで対応に当たっているという説明がございました。そういう中で、先ほどもきのうの新聞の説明をいたしました、愛知県でも小学校にも広めていきたいというような考え方が述べられております。そういう点で、本年度だけの事業ということでなしに、やはり継続していくということが当面必要ではないかというふうに思いますが、その点についてお伺いをいたします。

それから、農業費のところの農地・水・環境保全についてでございますが、必要であるから1,000万円の委託料の了承をお願いしたいということですが、今現在、森津地区でモデル事業が実施されているということで、そういったところのいろいろな対応の仕方ということで、農水省の方、あるいは国・県の方の指導を受けてこういった事業を行っておると思えますので、そういったものを参考にすれば地域でもできる内容ではないかというふうに思いますが、それができないということで今回委託をするということなら、どのようなところで、書類的にもどんな内容で内訳的に困っているのか、こういった専門のところ委託しないとできないのか、その内容についてもう少しわかるように説明をいただきたいと思えます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） 下水の問題でございますが、そもそも下水は、日本国全体を見ますと非常に普及率が悪いということを言っておりますけれども、特に私たちが考えていくのには、外国の例をとりますと、ロンドンにしても、パリにしても、それからベルリンにしても、相当の下水道はいにしえから執行されておることであると。日本だけなぜこんなにおくれているかということも、たびたび議会の皆さん方にお諮りして、また報告したようなことでございます。

そして環境というものは、ほっておきますとだんだん悪くなっていく状況でございます、今現在は、少しでも良環境の中に我々が生活するということが一番大切なことであって、これをほっておくということは、まかりならない人生の、また人間の形成上、我々が生活する上において、少しでもいい環境をつくっていくというのが一番大事なことでございまして、これは大きな負担になるということをおっしゃられますけれども、命も金には変えられんこととございまして、皆さん方にしばらくの辛抱はしていただいて、いい環境をつくっていくということが私たちの前提でございまして、これからよい環境を保持するためには最大限やっております。

また、当初の考えよりも交付税がどうのこうのと言われましたけれども、市自体が財源確保してよければ、それで物すごくいいんじゃないかと私は思っております。いろいろな財源確保のために最大の努力を今しておるということでございまして、不安はないと思っておりますので、大きな負担にならないように最大の努力をしておりますので、いましばらく皆さん方の御支持を受けたいということでございまして、よろしく申し上げます。

議長（大原 功君） 下水道課長。

下水道課長（伊藤敏之君） 原沢議員の、農業集落排水事業が起債対象として全額借り入れるのかどうかということでございまして、先ほども言いましたように、基本的な考え方としては、国・県の補助対象事業費を基本としまして、委託料、工事請負費等の事業費を対象としております。事務費は除いた計算で要望いたしております。なお、単独費もございまして、これも対象となるわけですが、これにつきましては事業費がつかみにくいことから、できる限り補助対象事業費を基本として考えております。

また、交付税の関係で市長も御答弁されましたが、現在の制度につきましては、現段階では補助金制度、また起債の償還金の交付税措置につきましては、制度としては大きな変化は期待しておりません。ただ、単年度で見ますれば、事業計画より現実的には事業費ベースで縮小された進捗状況でございます。不交付団体となる年度につきましては、交付税として算定はされましても、御指摘のとおり交付はございません。しかし、今の段階では、地方債一件の償還期限が28年から30年とある中で、単年度的な交付税の縮小は予想されますが、交付されなくなるという最悪の事態を予測するのは不可能でございます。したがって、財政計画の見直しについては現段階では考えておりません。下水道部局としまして、今後も地方債制度における償還期限の延長、また地方債、地方交付税措置の充実など、より一層、関係機関へ要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） スクールカウンセラーにつきましては、12月議会の補正に上程をさせていただきまじめ・不登校等対策補助の中でスクールカウンセラーの配置を予定

しております。

来年度につきましても、県の補助を受けながら継続してまいります。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） ただいまの、モデル事業でモデル地区もやっているから、その対応の仕方等ということですが、現実、平成18年度につきましては森津地区で実施をしております。この実施に際しましては、実験事業ということで、関係機関を事前に調査等もいたしまして、その内容にもたれまして森津地区の中において事業計画を立てたわけですが、この対応がそのまま即、来年度ということではございません。まだ実質的なことに関しては、私どもの方も断片的なものしか入っておりませんが、こういったことの実験事業をもとにして来年度から事業に取り組むという内容になっております。ですが、今現在、森津でやっておるものにつきましては、各地区の皆様方を集めまして、この事業の希望を持たれたところについては、地区からの説明等を実施して、少しでも事業の内容をわかっていただくよう努力をしておるところでございます。

そういったようなことで、これすべて市の方でやってということもございましょうが、現実問題としまして、先ほど申しましたように47ほどの集落がございます。そうした中で、すべての農地の面積の洗い出しから、現況把握から、いろいろな業務がございます。そういったものについては、私どもでやれる部分については私どもで実施をいたしまして、少しでも農業者の組織的なものの設立が来年度から円滑に運べるように、また地域でよく理解がいただけるような体制づくりをしたいということで今回計上させていただきましたので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） ただいま上程されております中で、条例議案第82号弥富市安全なまちづくり条例の制定の件につきまして質問させていただきます。

先月ですが、11月4日に市政代表者懇談会というのが行われまして、私ら議員も参加させてもらったんですけども、川瀬市長はその中の基調報告で治安対策について言及されております。それによりますと、蟹江警察署管内の弥富地域では犯罪は半減しているということを書いてみました。非常にこれを川瀬市長は強調されたんですけども、同時に交番が一つふえまして、二つ目ができると、今度、今の駅前交番が南部の方へ下がってくるという話も聞いておるんですけども、まず第1に、市長が言われますように、本当に犯罪が減っているということであれば本当に喜ばしいことなんですけれども、具体的に、ここ数年の犯罪の発生件数というのは低下傾向にあるのかどうか、このことをまずお答え願います。

それから、先ほど原沢議員の質問に対しまして御答弁あったんですけども、基本的に条例をつくっても内容は変わらないよということなんですけれども、今、既に弥富市には防犯

協会があります。また、青色回転灯という取り組みもされておりますし、また「きんちゃんパトロール隊」という自主防犯組織もありますけれども、条例ができて、こういった取り組みには基本的に変わりがないということを再度御確認願います。

それから、これは条例の条文に関する問題なんですけれども、目的の中に基本理念として、市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現すること云々と書いてありまして、これは当然のことなんですけれども、その一方で条例の第8条なんですけれども、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定めるとされておるわけでありまして、それにもかかわらず、条例をつくるにもかかわらず、何かお聞きしましたら要綱がまだできてないということで、果たして具体性のないこういう条例をつくって、犯罪の減少に本当に役立つのかということとはちょっと疑問だと思えます。むしろこの条例には、今原沢議員の質問にもありましたけれども、4条、5条、6条と責務と書いてあります。「責務」という言葉なんですけれども、例えば5条の2ですと、市民はこの条例の目的を達成するために、次に掲げる事項に努めるものとする。例えば(2)番といたしまして、市がこの条例に基づいて実施する安全なまちづくりに関する施策に協力することと書いてありますが、条例の運用の仕方次第では、条例があるためにいろんなことが強制されるんじゃないかということも想定されますので、その辺は大丈夫でしょうかということでも質問いたします。

議長(大原 功君) 総務部長。

総務部長(北岡 勤君) お答えをさせていただきます。

第1点目の質問でございますが、犯罪件数につきましては減少しておる傾向にありまして、平成18年に入りましてからは、主な手口であります侵入盗、これは空き巣だとか忍び込みというようなものとか、あるいは乗り物盗ということで自動車盗、それから車上ねらい、自販機荒らしといったようないろんな犯罪があるわけですが、いずれにおきましても大幅に減少をしております。関係者の皆さんの御努力のたまものだというふう感じております。

それから2点目の、条例がなければ活動できないかということでございますが、これは前にお答えさせていただきましたように、そういうものではございません。この条例を制定する目的につきましては、安全なまちづくりを推進する体制を整備するために、行政、あるいは住民の役割を明確化し、全体の防犯意識を高め、地域ぐるみでの防犯活動の活発化につなげていくものでございます。従来 of いろいろな事業はもとより、関係者すべてが共通認識の上に立って、連携した事業を展開するための基本的な考え方を示すものでございます。

それから3点目の質問でございますが、運用方法によっては市民にブレーキになるのではないかというような御指摘でございますけれども、この条例の基本的な考え方につきましては、第3条で示しておりますように基本理念があります。市民、事業者が相互に連携し、協力し合って、犯罪を起こしにくい、また犯罪の発生を未然に防止される生活環境をつくると

いうことにございまして、犯罪防止を人任せにするのではなくて、それぞれが自分自身の問題としてとらえ、地域の一員として自主的な防犯活動を推進するものでございます。

また、質問の中に要綱も作成されていないというようなこと、具体性のない条例というような御指摘がございましたが、条例にはいろいろなつくり方、定め方がございます。この条例につきましては犯罪防止の基本理念を定めるものでございまして、現在のところ、規則あるいは要綱を定める予定はございません。

また、第8条の必要な事項は市長が定めるということにつきまして、これはあくまで委任の規定でございます。この条例の施行に関する細かい部分を決裁、あるいはほかの方法で定めることを規定したものでございます。以上でございます。

〔「議長12番」の声あり〕

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 再び質問いたします。

基本的なものを定めた条例であるということで、今の部長の御答弁では、要綱はなくてもいいんだよということなんですけれども、一番問題となりますのが、特に今、部長の御答弁の中でも未然に防ぐとか、防止すると。犯罪の起こりにくいまちをつくるということ。言ってみれば、これは今の8条の問題にもかかわるんですけれども、下手をすると、いろんなことを事前に手を打つと。その中で犯罪の防止に役立つということであれば本当にいいんですけれども、ひょっとして個人のプライバシーとかいったものが本当に侵されるんじゃないかと。ですから、やるならやるできちんとした要綱がなければ、どういったことをやっていくのかと、具体的にわかりませんと、できてからのお楽しみでは困るわけでありまして、やはり恣意的に使われることがあってはならないわけでありまして、私は今の御答弁の中で非常に不安を感じるわけでありまして、やはり要綱というのはつくらなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） ただいま申し上げましたように、この条例につきましては、地域の全員の方がお互いに協力し合って安全なまちづくりを進めるという考え方でございます。強制というような消極的な考え方ではなくて、一人ひとりが率先して積極的な活動や考え方をしていただければ大変ありがたいと思います。

それから、現在のところ、要綱につきましては、要綱で定めなければならないというように想定されるものはないために定めないと。今後そういうものが出て、必要があるということであれば作成していくこともあり得るということでございます。

議長（大原 功君） 以上をもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第67号は厚生常任委員会に、条例議案第78号から85号までは総務常任委員会に、条例議案第86号は厚生常任委員会に、議案第68号は各常任委員会に、議案第69号は厚生常任委員会に、議案第70号は総務常任委員会に、議案第71号は建設経済常任委員会に、議案第72号は厚生常任委員会に、議案第73号は建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案16件は以上のように付託することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午前11時45分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 高 橋 清 春

同 議員 木 下 道 郎

平成18年12月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 佐藤博   | 2番  | 武田正樹  |
| 3番  | 小坂井実  | 4番  | 佐藤高清  |
| 5番  | 立松新治  | 6番  | 山本芳照  |
| 7番  | 村井邦彦  | 8番  | 新田達也  |
| 9番  | 渡邊昶   | 10番 | 伊藤正信  |
| 11番 | 栗田和昌  | 12番 | 杉浦敏   |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 三浦義美  |
| 15番 | 浅井葉子  | 17番 | 前田勝幸  |
| 18番 | 安井光子  | 19番 | 佐藤良行  |
| 20番 | 高橋和夫  | 21番 | 立松一彦  |
| 22番 | 水野博   | 23番 | 高橋清春  |
| 24番 | 木下道郎  | 25番 | 宇佐美肇  |
| 26番 | 久保文哉  | 27番 | 黒宮喜四美 |
| 28番 | 四方利男  | 29番 | 大原功   |
| 31番 | 原沢久志  | 32番 | 三宮十五郎 |

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

16番 中山金一

3. 会議録署名議員

25番 宇佐美肇                      26番 久保文哉

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

|                   |      |                |      |
|-------------------|------|----------------|------|
| 市長                | 川瀬輝夫 | 助役             | 加藤恒夫 |
| 教育長               | 池田俊弘 | 総務部長           | 北岡勤  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 服部輝男 | 開発部長           | 横井昌明 |
| 教育部長              | 平野雄二 | 十四山支所長         | 平野瞳  |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野茂雄 | 監査委員<br>事務局長   | 村上勝美 |
| 総務部次長<br>兼税務課長    | 佐藤忠  | 開発部次長<br>兼農政課長 | 早川誠  |

|                   |         |             |         |
|-------------------|---------|-------------|---------|
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 大 木 博 雄 | 総 務 課 長     | 佐 藤 勝 義 |
| 企画情報課長            | 村 瀬 美 樹 | 管 財 課 長     | 渡 辺 安 彦 |
| 防災安全課長            | 服 部 正 治 | 会 計 課 長     | 青 木 麗 子 |
| 市民課長              | 加 藤 芳 二 | 保 険 年 金 課 長 | 佐 野 隆   |
| 環境課長              | 久 野 一 美 | 健 康 推 進 課 長 | 鯖 戸 善 弘 |
| 福祉課長              | 横 井 貞 夫 | 介 護 高 齢 課 長 | 佐 野 隆   |
| 児童課長              | 山 田 英 夫 | 商 工 労 政 課 長 | 若 山 孝 司 |
| 土木課長              | 橋 村 正 則 | 都 市 計 画 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 下水道課長             | 伊 藤 敏 之 | 教 育 課 長     | 前 野 幸 代 |
| 社会教育課長            | 高 橋 忠   |             |         |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 下 里 博 昭 | 書 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書 記    | 飯 田 宏 基 |     |         |

7. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問       |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第4回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、宇佐美肇議員と久保文哉議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許可いたします。

三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 通告に従いまして、川瀬市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

川瀬市長は、5期目を目指す1月の市長選への出馬を表明されております。この4年間の御自身の市政への取り組みが4年前の公約に照らしてどうであったか率直にお尋ねし、市民の皆さんの市政の方向を選ぶ参考にしていただけたらという立場からお伺いいたします。

4年前に行われました町長選挙で4選に臨む川瀬町政に対し、多選への弊害等の批判も少なくありませんでした。それを意識されたのかと思いますが、あなたは「東海地震対策の強化地域となり、市町村合併問題、国の施策で医療や福祉の住民負担が重くなる中で、町としてその負担を軽減することなど、かつて経験したことのない町政の重大事を迎えることになりました」と述べ、「この試練は、これまでの町政の延長ではない、文字どおりの住民参加型で、さまざまな立場の皆様方のお力をおかりすることなしには解決できないことだと考えております。「新しい時代のまちづくりを皆さんとともに」というスローガンを掲げまして、福祉、教育などの具体策とあわせて、5ヵ年で学校、保育所などの公共施設の耐震対策と避難所の充実を図る。市町村合併問題、まず十分な判断材料の提供、議論を尽くし、住民投票を含む皆さんの望まれる方法で決められるようにいたします。町内の有資格業者が町の事業や物品の発注の入札に参加できるよう改善を進めます。まちづくりは人づくり、教育、社会教育、文化、スポーツ活動への支援を一層強めます。情報公開、公正な住民参加のまちづくりを進めます。町内会・自治会、区長・区長補助員の土木などの事業申請書を改善し、実施できること、時間をかけて実現できること、実現できないことの原因を説明し、住民の合意

づくりと公正の度合いを高めるものとする」と記しました後援会ニュースを旧弥富町のほぼ全戸に配布されました。その多くが、当時の住民の皆さんからの行政に対する改善要求の強いものでございました。現職陣営がそこまで言うならもう1期はと期待をした人々も少なくなかったと思います。また、これらの諸課題は、町長が誠実に実行する意志さえあれば、いずれも住民の安全と市政の前進、行政と住民の信頼と協力を前進させるかなめとなることであったというふうに私も考えます。ところが大変残念なことに、基本的にこれらの公約は守られなかったのではないかというのが私の率直な感想であります。まず、この御自身の公約についてその実際がどうであったかを、率直な自己評価を含めて簡潔にお示しいたきたいと思います。

この間、町長は、現在は市長でございますが、公約と違いまして、弥富町ではさまざまな問題が発生いたしました。合併問題では、合併協議会を委員はすべて推進派で固め、議論を尽くし、皆さんの望む方法で決めるという約束は事実上ほごにされました。賛否が大きく分かれております十四山村に対しては、合併してほしかったら足元を固めてこいと言い、きちんと早期合併の議論を尽くすのではなくて、一日も早く態度を決めよということで対応をいたしました。また、ひので保育所の正門に町長名を記入させるという、私どもがかつて経験したことのないようなことが行われ、新聞記事でも報道されて住民の皆さんのひんしゅくを買いました。そして、16年度には合併50周年ということで、8,000万円もかけまして歌謡ショーやオランダ風車のモニュメントなどの記念事業が行われました。

その翌年の17年度には、20%の財政カットを初年度とする3カ年の行革大綱を決めて、区長・区長補助員の皆さん、あるいは民生委員の皆さんの報酬や活動費を大幅に削減するとか、子ども会や老人クラブの補助金を20%もカットするとか、あるいは住民税も払うことのできない高齢者に対して緊急通報装置付きの電話を貸与しておりましたが、この基本料金の負担を全廃するとか、あるいは市行政と住民を結ぶ大きな役割を果たしております社会教育登録団体の皆さんの公共施設利用料を2倍に引き上げるなどを行いましたが、実際には20%カットどころか、前年に比べて5億7,000万円も財政規模が拡大しておりますが、それにもかかわらず、前年に比べて積立金や次の年度への繰越金は新たに3億3,000万円もふえております。一体、市の行政力、財政力をどう見ているかという根本が問われるような事態が発生いたしました。

そして、18年度にはまた歌謡ショーをやるということで、議会の議論の様子が新聞で報道されまして市役所に対して大変なクレームがありまして、とうとう断念に追い込まれるというような事態がありました。また、教育長人事に至りましては、議員もだれも知らない人を、それにふさわしいこの人の業績だとか、またこの人を弥富市の教育長にしていくという、少なくともだれもが納得できるような理由は何も示さずに、事実上、提案した私を信用してほ

しいというような態度で議会にその採決を迫りました。また、市長の資産公開条例につきましては、弥富町のやり方は、現在の弥富市のやり方もそうでございますが、県が行っているものとは違っているという住民からの指摘が再三あったにもかかわらず、弥富のやり方でいいと押し切っておりました。また、先日も中日新聞で報道されましたように、市長と家族の所有の土地が現在はほとんど使われていないのに、市が相当の使用料を払っていることも伝えられています。さらに、弥富市の発注する工事請負で業者がつくる案内看板に市長名を記入するという、愛知県下で私どもはどこにも見たことがないようなことがこの4月から行われております。保育所や学校行事などの市長のあいさつ、職員が市長を、ここの施設を改善してくれたのは市長様のおかげですと天まで持ち上げまして、退場に当たりましては市民に拍手を求める。市民や職員は市長のお手伝いであるのか、または市長の後援会であるのかのような対応を市民に求めるやり方というのは異様な光景ではないでしょうか。また、基準や十分な説明もないままの職員や幹部の人事異動。

結局、こういうことが続いてきた中で、先ほど私が申し上げたようなことが、その多くは新聞でも報道されたことでございますが、ちょっと市長、これはおかしいのではないですかというようなことを職員の皆さんや住民の皆さんがなかなか言えないという状態をつくってきたことが、普通考えられないようなことがまかり通る。結果として、そのことは後日新聞などで報道されて、一体弥富は何をやっているんだと言われる原因になっているのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

資料、情報を公開し、議論を尽くす。法と道理に基づいて、市民や職員の納得と議会の合意に基づいて支援を進める。意見の違い、議論が一致しないことを理由とした差別や不利益行為を受けないという行政側からのしっかりした保障。安心して意見を出し、穏やかに議論ができるまちにしてほしい。これが現在の多くの市民の願いであり、要請であると思っておりますが、いかがでしょうか。まず、市長と市のトップが、今日のこうした不正常的な事態を生み出してきたことへの責任に対し、きちんとした自己検討を行い、財政などの専門家の協力も求めて、議会と住民、職員が力を合わせて新市基本計画を財政計画もあわせてつくる。その出発点での市民合意をつくり出すことが今回の市長選挙の最大の課題であると思っておりますが、市長はどう考えておられるか、お答えいただきたいと思っております。

それから、弥富市の行政改革の最大の課題の一つは入札制度の改善であるというふうに考えますので、この問題については立ち入って市長の見解をお伺いしたいと思っております。

平成17年度に弥富市に対して一般の土木と建築で工事入札の指名願を出し、受理されて有資格業者とされた事業者は、これは17年度ですから、弥富町に住所や事業所を擁している事業者は35社でございます。平成17年度には、一般土木、建設、大小ございますが、1,000万円以上の発注が27件、そして1,000万円未満の発注が30件あったというふうに思っております。

が、それに対して、入札の指名回数、要するに物によって5社で入札をすとか、10社で入札をすとかというふうになっておる指名競争入札制度をとっておりますので、369回ございましたが、これに対して35社がどういう処遇をされたか見ていただきたいと思えます。

まず、入札指名20回以上が7社であります。10回以上が5社、1回から9回が8社、何と43%の15社は、ただの一度も指名されておられません。有資格と認めておきながら4割を超える人たちが入札に参加できない状態というのも、私は極めて異常なことだと思えます。

同時に、その入札の結果であります。今申し上げました27件の1,000万円以上の入札の結果でございますが、予定価格が合わせて8億5,836万5,000円でございますが、落札額は8億3,842万5,000円でありまして、平均97.68%であります。95%を割った94.何%というのは1回あるだけで、あとは全部95%以上でございます。今、談合問題に対して世論は大変厳しく、90%台の後半なんか全部談合だというふうに言われております。きちんと談合ができない仕組みにすれば大幅に節約することができるというふうに言われて、中日新聞でも社説で、行政は毅然とした対応をすべきだということを出すほどの問題であります。

弥富町、現在弥富市でございますが、早くからそういう5社、あるいは7社、10社というような、しかもいつも顔を合わせている人たちだけで入札をすれば、必ずそこは談合の温床になる。一日も早くこういう事態を改善するようという事で議会でも取り上げ、たまたま現在はやっておりませんが、4年間、監査委員をやらせていただいたこともございまして、監査の中でもそのことを繰り返し要請してきましたが、一向に改善されずに今日に至っております。たまたま助役が指名審査会の会長をやっておるからということで、この問題を助役の責任にすることは絶対にできないことだというふうに私は考えております。それは、弥富町の決裁規程を見れば、市長の基本的な問題での合意や決裁なしに助役が単独でできないことははっきりしているからでありますし、とりわけ議会全体に匹敵するような行政権力を握っております市長が改善する意志があったかどうか、ここが私は一番大きな問題だと考えております。中でも、会計検査院の検査等を理由にいたしまして、実は小さいものについては、弥富はある程度、歩切りをしておりますので、設計価格に比べると入札価格はある程度低いわけですが、ほとんど歩切りをせずに出す下水道関係だとか、そういうものに入札に参加できる業者は極めて限定をされており、しかも中には、一貫して入札指名されておりますが一度も落札しない業者も含めて、もうまるで談合をやってくださいと言わんばかりの指名競争入札になっております。

特に皆さんに御報告をしておいた方がいいと思えますから申し上げますが、実は今申し上げました割方大きいものがございますので、1,000万円を超えると7社の競争入札、それから3,000万円を超えると10社の競争入札ということになりますので、一応形を整えるために、ある程度規模が大きいわけですから、17年当時でございますから町外の大きな業者も入札に

参加をさせますが、実は平成17年度に町外から入札に参加した業者が12社で、合計81回入札に参加をしておりますが、落札をしたのは1社で、しかもその1社は1回指名されただけですが、ほかの81回の11社はただの一度も落札をしていないんですね。お互いにすみ分けをして、よそのまちでも同じようなことをやっております。したがって、競争入札が成り立たない実態がこうした事実を見れば明らかであるにもかかわらず、改善の手だてをとらなかった執行部の責任は極めて大きいと思います。こうした実態を改善しなかったことについてどうお考えになっているか。あるいは、今後この問題についてどうしていかれるかということをお答えいただきたいと思っております。御答弁によりまして、さらに次の質問をさせていただきますが、まず1回目の質問とさせていただきますので、御答弁よろしくお願いたします。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） いろいろの見方がございますが、私は私なりに答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

私が町政、また市政を担当いたしましてから、間もなく10数年が過ぎ去ろうとしています。常に住民の皆さんとの対話を政治基本姿勢にしております。言葉で言いますと「住んでよく・暮らして楽しいまちづくり」と、それに向かって最大限の努力を傾けてきたということでございます。ただ、従来からまちづくりというものは私たちだけではいけませんので、住民の皆さん方の意見を聞きながら、そしてそれぞれの立場立場の人の御意見を聞きながら、新しい市の将来を見越して市民と協働でつくり上げていくことが最も大切であると考えておることございまして、当然そのような方向でいっておることでございます。さらに、これまでできる限りのことは地域に私も出かけていきまして、そしてできるだけ、例えばの話ですが、道路一本つくるにしても、住民の皆さん方の生の意見を聞いて進めたということでございます。昨今、中学生の模擬議会も行いました。そして、町政懇談会を各年度ごとにやってきたわけですが、まちづくりの懇談会、市政の代表者懇談会、さまざまな意見の提案、また提言をしていただき、その意見を拝聴しながら町政・市政に反映してまいったところでございます。後で合併問題も出てくるかと思いますが、合併問題も住民の意見をお聞きして執行させていただいたということでございます。ただ、議会の皆さん方の御意見を拝聴して、住民の代表は議員であると私は解釈いたしまして、それぞれの意見を取り上げてまいったということでございます。

また、指名の問題でございますが、指名審査委員長が助役でございますので、従来から公平と公正をするよう再三注意申し上げてやっておることでございますので、入札に関しては助役の方から説明させていただきます。以上。

議長（大原 功君） 加藤助役。

助役（加藤恒夫君） 先ほど、指名につきましているいろいろ御意見がございました。入札の結

果的なお話もありましたので含めてお話をさせていただきますが、基本的には、今、三宮議員おっしゃったように、指名の選定につきましては少しでも幅広くという考え方を私ども持っておりますし、基本的には地元の業者を優先にして育成を図ると、心の中にはそういった面を抱いております。

それで、まず初めに、もっと広く公平に指名した方がいいんじゃないかということで、いろいろ数値的なものを並べていただいたわけでございますけれども、私どもも、指名につきましては、冒頭申し上げましたように、なるべく多くの皆様方を御指名いたしまして、そして入札に参加していただくという基本姿勢は持つておるわけでございます、結果的に、パーセントからしてみると、それぞれの解釈によって、指名願を出してあるけれどもなかなか指名されていないというお話をいただきました。この件につきましては、数字的なお互いの解釈の違いもあるでしょうが、私どもも今後も引き続き、少しでも多くの皆様方に参画していただけるような対応をとってまいりたいと思っております。ただし、工事の種類、また規模によっては、それぞれ企業の力というものがありますので、事業費に基づいては、当然その力に基づいた形で指名していかなくやなりませんし、私どもも市民の皆さん方に利用していただくためのいろいろの施設をつくるわけでございますが、つくるには安心したものを施工して、私たちに最終的に引き渡しをしていただくということでございます。これは皆さん方も同じだと思んですが、それぞれの一軒の家をつくるにも、やっぱり信頼を置ける場所をお願いするということになると思うわけですが、指名をすれば、どの方が落札されても当然権利があるわけですし、そういった信頼のある方を指名するというところでございますので、そういった面で、すべてどなたでもということにはいきません。そういう中でのパーセントの違いということはあると思いますが、今後もそういった面では十分心して進めさせていただきたいと思っております。

また、予定価格に対して非常に落札金額の差が少ないというお話が今ございました。これにつきましては、私どもも数字的なことはこういった場ではあまりお話しはできないわけですが、それぞれプロの方から設計金額を出していただいて、私どもが入札の直前に予定価格を設定します。そして、予定価格を設定して入札を行うわけでございますが、その設計金額と予定金額との差があればあるほど、最終的に落札金額との差が少なくなってくるという結果になるわけございまして、そういったことの中で、今後、予定金額の定め方ということについても検討していかなくやならん問題があるかと思っておりますが、現段階については、私どもが少しでも有利に納めていただくということで、予定金額をある程度下げさせていただいておるといった問題がありましてパーセントの差が少ないということもあるかと思っております。

それから、特定業者の指名ということにつきましては初めに申し上げたとおりで、幅広く皆さん方を指名してまいりたいと考えております。

それから、一度も落札したことがない業者があるというお話をいただきましたが、これは私どもがお話をこの場でするものでもありませんし、あくまで指名しました業者に対しての企業努力の中で落札業者が決定されるものでございまして、指名をしても落札をしない業者があると今おっしゃったわけですが、結果的にそれはあるかもわかりません。しかし、これは企業努力がないということに私は感じておりますし、企業努力がなければ、次からそれを指名から外せばいいじゃないかと、いろいろな考え方もあるわけですが、最終的にそういうことでいいますと、だんだん業者を逆に絞り込んでしまうという問題があるわけですが、いい面もあれば悪い面もあるという問題が起きてきます。

それから、町外業者の12社ある中の81回ということで、落札率が低いというお話がございました。これは、今お話ししたように、一度も落札したことがない業者があるということと関連するかと思うわけですが、私どもといたしましては、談合情報だとかいろんなことで、議会の皆さん方からも、やはり地元ばかりじゃなく、いろんなところを入札参加させた方がいいんじゃないかと、いろんな話もございました。そういうことで、極力、ある程度の工事につきましては、町内にも業者はありますけれども、不祥事につながることはないようにということで、あえて町外の業者を入れて指名をさせていただいておるということでございます。

そして、その町外の業者が落札する率が低いということでございますが、これはやはりそれぞれ参加された皆さん方の心意気であると思うわけですが、どうしても地元の業者の方が町外の方にとられてはいかんという思いの中で努力されれば、当然地元の方の落札率は高いでしょうし、こういうことだからどうこうということは判断されるものでもないし、今御指摘のような形で結べるものでもないと感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。冒頭申し上げましたように、基本的には今後もなお一層公正に、公平に指名できるよう努力させていただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長（大原 功君） 三宮議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 最初に、川瀬市長みずからが4年前に掲げた公約について、私の見解ではほとんど実際に実行されていないのではないかと、幾つか並べまして申し上げましたが、それに対するお答えというのは事実上何もなかったとしか考えられませんので、そのことにつきまして、立ち入って一、二お答えをいただきたいと思ひます。

例えば4年間で耐震問題で言いますと、今この地域で強化地域に指定をされて、一番、市町村が心を配らなければならない問題の一つだと思いますが、例えば、避難所としても、あるいは施設としても抱えておりますのは、教育委員会所管の問題であります。弥富市で耐震対策がこの間に行われたのは、弥生小学校の体育館とガラス飛散防止ですね。今、弥中は移

転改築中でございますが、教育委員会の施設ではこれだけあります。ところが、隣の蟹江町では、この4年間だけで蟹江中学校、須西小学校、新蟹江小学校、蟹江小学校の耐震改修や改築、役場の庁舎、消防庁舎、中央公民館の耐震工事を行っているとか、市長自身の5年間で耐震を行うという公約に照らして、実際にやられたことは余りにも違いますし、また合併されました十四山村でも、基本的に学校や公民館等の耐震対策は終了しております。これほどはっきりと約束をされたことが弥富市ではなぜされていないのかということが一つ。

それから、合併問題については先ほども申し上げましたが、市長は議会が住民の代表であると言いましたが、市長自身の御公約は議会ですということでもあります。当然、議会で議決をしなければこの問題を定めることはできませんので、議会で決めるのは当たり前であります。ところが、市長自身の公約は、きちんと住民の皆さんにも理解をしていただく、納得していただく、そして本当に皆さんに賛成していただいて進めるという思いがあったと思うからこそ、先ほど言いましたように、住民投票を含む皆さんの望む方法で決めますということをはっきりと公約されておったんですね。そのことについては、議会でも何遍もそのように行うということを約束されておりました。そのことは議員の皆さんもよく御承知であります。

ところがいつの間にか、選挙をやらずに市長になれるということが明らかになったときからかどうか知りませんが、議会で決めればよいということで、もともと合併協議会は議論を尽くす場所、そして皆さんに判断をいただく材料をつくるということ、合併のような異論のある大きな問題につきましても、例えば飛島村がやられたのは、村としての方針を決めるに当たっては、議会も、役場の職員の皆さんも、それから住民の皆さんも参加できる場所で、合併について賛成・反対の立場のそれぞれ専門の皆さんに来ていただいて、十分講演もしたり研究もする。こういう理解をした上で、18歳以上の村民の皆さんの全員のアンケートによって態度を決めたということがされております。全国でもこうした事例、投票によるか、アンケートをやるかは別にいたしまして、住民の意向をしっかりと聞いた上で議会が決めるというのが本来あるべき民主主義的な対応ではないでしょうか。

ところが、弥富の今回のやり方というのは、4町村合併の中止の意向調査はやりましたが、その後の3町村についても、2町村についても、意向調査らしい意向調査はされませんでした。しかも、特に2町村の合併問題が表面化してからは、そこに移る移行のための報告というのは区長・区長補助員会でやっただけですね。そして、その後行われました学区ごと、一部は合同でやったところもありますが、ここでの説明会では議員の方は黙って座っておってくれと。住民の方の質問は聞きますということであって、合併推進の情報や意見は当然行政側から出されますが、こうした問題で恐らくまとまった見解、賛成できないとか、あるいはこういう問題があるという意見を述べられるような人というのは、一般の方で、よっぽど研究者の方がおれば別ですが、ないと思うんです。従来下水道なんかの場合は、私ども議員

も、結果的には市民の皆さんと議会が決めることでありますが、行政の方針に納得できない点があるということについて十分意見を述べる機会がございましたが、殊、合併問題については、行政の都合の悪いような意見は出してもらっては困るかのような説明会でありましたよね。私も桜小学校の説明会にも出ましたが、十分時間があるのに途中で質問を打ち切る。特に市長は不機嫌な顔をして、早く終われと言わんばかりの対応をして、司会者は顔色を変えてやるというようなことがあったり、あるいは白鳥小学校で行われました説明会では、質問者に対して反対者だというようなことや、私どもに対する中傷も行うなど、おおよそ行政が主催する説明会とは思えないようなことをやりまして、要するに行政、あるいは町長、現在は市長ですが、言っておることに反対するのは不逞のやからであるかのごときことがやられて世論誘導がされてきた。というよりも、住民の意思表示をする場所を川瀬町長は約束していたにもかかわらず、これを変える理由も結局何も明らかにせずに、議会で決めればいいと。当たり前です。議会で決めなければならないことですし、最後に議会で決めることについてはだれも異論がないことなんです。ところが、あなた自身が公約したことが守られずにそういう形で進められたということはあってはならないことではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

それから市政懇談会につきましては、川瀬町長は公約の中で、町政懇談会は自由質問方式として、率直に皆さんの意見が聞けるようにしますということを入れておったと思うんです。それまでの町政懇談会というのは、区長や区長補助員さんたちが発言希望者を募って、なるべく発言の内容も整理をして、行政に耳の痛いような発言はなるべく出ないように、そういう配慮がされておって、整理をする方も大変ですし、そういうことで区長さんたちにも大変不評だったこともありまして、この間は結局、代表者懇談会ということで一般の人が参加しないような懇談会にされておりますが、実際にいろんな立場がありますので、いろんな立場の意見をよく聞いて、今市長みずからも言われましたが、本当にこれが市民の大勢の声であったり、あるいは反対の意見の中にも、それはそれで採用すべき問題がいっぱいありますよね。こういうことがきちんと聞いて、しかもそういう批判的意見を出す人たちが不利益な立場にならないということが行政として保障されなければならないと思うんですよね。

ところが、弥富町の実際はそうではないんですよね。かおるヶ丘の元自治会長さんが言っておられましたが、かおるヶ丘の側溝をやるのに8年ぐらいかかっていますよね。よその団地は小さいこともありますが、2年か3年で終わっておるところが多いんです。なぜかおるヶ丘がこんなに長くかかるかと職員にお尋ねしたら、あんたたちの努力が足りないと言われたというんですね。努力が足りないというのは何だと言ったら、後援会だとかそういう活動があんたたちはないからおくれておるんだということを半ば公然と言われてびっくりしたと言っておるんですが、こういうやり方が今弥富市の中では当たり前のように行われておりま



中学生の言うことでもいいことだったら聞くといって出られたもので、ああ期待できるかなあと思っておりましたら、もう最近は自分に都合の悪い質問があると、今みたいにぶつぶつぶつぶつ言われるんですね。こういう態度を直さない限り、職員の皆さんが市長に本当に市政のために、とりわけ最初申し上げた幾つかのことは市長が直接かかわった問題ですから、なかなか職員の皆さんは、これまずいよというのは言いづらいんですね。市長が本当に聞く耳を持つ、聞く立場をとる、それから市長に都合の悪いことを言った人たちに対して不利な扱いをしないということが市長の態度で示されない限り、職員の皆さん、市民の皆さんの声が本当に出てこないと思うんです。いかがでしょうか。

区長さんや区長補助員さんの意見をよく聞いておると言いますが、自治会の代表であると同時に、立場上はその人たちは皆、市の窓口であり、市長の部下でもある立場ですよ。そのことを考えたら、ある意味では市の職員と同じ立場の人たちですね。だから、その人たちの意見を聞いたからいいというふうにはならないと思うんですよ。町内を代表しているんな事務を申請しようという責任がありますので、率直な意見がなかなか言いづらいということもありますので、これは弥富市の条例で決められていることでもありますので、ここの人たちの意見を聞けば市民の意見を聞いたというふうにするのは、職員の意見を聞けば市民の意見を聞いたのと同じ扱いになりますので、そういう対応というのはあってはならないことだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、入札の問題につきましては再度助役にお尋ねいたしますが、今申されたようなやり方で90数%という状態がずっと続いておる状態を異常と思わない状態、しかもそういう人たちに、まるで選挙前に選挙のお手伝いをするように「発注者 川瀬輝夫」と書かせるようなことをやっていることと重なりますと、やはりああなるほどなあと、そういうことなのかというふうに一般の方に思われても仕方のないことだと思いますが、いかがでしょうか。

なお、時間がありませんのであと一つだけにいたしますが、こういう私たちの思いで、うそを平気で言える人、後援会一同などという文章が川瀬輝夫氏の後援会の加入申込書と一緒に下之割などに配布されていたということで、私の手元に届けられております。本当に市政全体をみんなでどうしていくかということを考えるこういう時期に、現職陣営の側からこのようなものがばらまかれるような事態というのは誠に慎んでいただいて、今市長も言われましたが、法と道理に基づいて本当に議論を尽くす、そういう行政が進められる選挙が進められることを強く期待いたしまして質問を終わらせていただきますので、明確な御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 先ほどのお尋ねでございますが、それぞれのお尋ねの一問一問に回答がなされていないと、抽象的だというような言い方をされました。これにつきましては、あく

まで基本的には、先ほど市長が申しあげましたように、決して今お話しただいておるような状況のものではないと私は確信をいたしております。例えば初めからお話しございましたが、防災計画につきましても何ら動きがないんじゃないとかいろいろお話もございましたが、これは、今までも例のない防災道路の整備だとかいろいろんなことで相当精力的に行っておりますし、南の方の低いところについての防災広場の整備だとか、いろいろさせていただいております。

それから、合併協議会の問題でいろいろ今お話しございましたんですが、先ほどおっしゃったように、4ヵ町村のときはある程度動きはあったけれども、最終的に十四山との合併については動きがないままに進められてしまったというような表現をおっしゃった。これはあくまで、私どももいろいろ全国的なものを調べております。住民投票をやった方がいいのかどうかということもいろいろ議論をしました。そういう中で、お互い立場立場で考え方も違うでしょうけれども、私どもの判断といたしましては、あくまで編入合併に対して、受け入れる方について住民投票をやった例というのは、全国的に見ても一、二はあったかもわかりませんが、ほとんどないです。かといって、住民の皆さん方を無視したかということ決してそうではない。これは皆さん方も御承知だと思うんですが、私どもは2回住民説明会をやっておるんです。1回で大体いいだろうと思ったけど、もう一度市長やってくれというお話がありまして、2回目もやらせていただきました。そしていろいろんな御意見をいただきました。そしてまとめて、この4月から合併が成り立ったということでございまして、決して私どもは住民の皆さん方を無視して合併にこぎつけたわけでも何でもございませぬ。

それから、今いろいろ地域との討論会の問題についても、国の方のタウンミーティングではありませんけど、やらせ的な解釈じゃないかというような言い方もされたわけでございませぬけれども、決してそのような問題はございませぬ。ただし、地域の皆さん方から要求が出る、その大体のテーマは聞かせていただきました。その中で、重複するテーマについてはどちらかに絞っていただいたらどうだろうということまで言いました。しかし、内容について私どもは一切まずいとかどうかということにはしておりませぬ。重複したことについての御意見は代表さんに申しあげたことはございませぬ。しかし、私どもの都合の悪いことについて控えると、そんなような形は決して持っておりませぬ。

そして、私たちが大事だと思っておりますのは、いい話を聞かせていただくことはあまり必要ないと思うんです、実際。いい話は進めていけばいいことですから。むしろ、市政のあり方についていろいろんな御意見がある。そういったことについて、もっとこうの方がいいんじゃないかという発言を私どもは大事であると思っております。そういったものを煩わしく思うという考えであれば、こういった住民集会はやる必要がないと思っておりますし、決して今御指摘のような都合のいいことだけの中身でやっているということはございませぬので、

御理解がちょうだいしたいと思っております。

いろいろ今お話も、他にもパンフレットの問題だとか、工事現場の看板についてだとかございましたが、これは選挙の前だけやったということをおっしゃったけれども、これは代々の町長、市長の中での動きでありますし、これは弥富市だけの問題ではございません。よそでもそういったことが行われておりますので、決して選挙前だけやっている、売名行為じゃないかと疑われるような言い方をされますけれども、決してそういうものではございません。県のパンフレットを見ても、神田知事さんの顔が載ったり、あいさつ文が載ったりすることは幾らでもありますし、言われることはちょっと……。

〔32番三宮十五郎君「パンフレットのことなんか何にも言っておらん」の声あり〕

いや、1回目の質問でおっしゃった。

そういうことですので、私どもはそれをあえて意識的に行っておるものでは決してございませんので、御理解がちょうだいしたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 次に、安井議員。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は今回、四つの大きな問題について質問をさせていただきます。

まず第1、安心できる介護保険のために。

一つ、低所得者に対する保険料・利用料の減免についてでございます。

4月からの介護保険の改悪で、介護ベッドも車いすも返してください、家事援助もあなたにはできなくなりましたと、こういう要介護1以下の人たちへのサービスが次々と取り上げられていきました。一つの例で申し上げますと、要支援1・2、要介護1の人の特殊ベッドと車いすのレンタル状況を見ても、4月1日現在でベッドの数は94台でしたが、10月1日では38台と、56台も使われる台数が減っております。車いすでは、4月は27台だったのが、10月では18台に減らされております。このように、制度改悪などによる支給抑制によって、介護保険の給付費はどうなっているのでしょうか。調べてみますと、ことしの5月から10月までの1ヵ月分の給付費は平均で1万6,048円です。対前年比で見ますと99.66%になっておりますが、ことしの10月1ヵ月分の給付費を見てみますと1万5,550円、対前年比95.07%です。新しい制度になって支給の抑制が本格的にあらわれてくるのは12月支払い分からでございますが、このように給付費が下がってくるのが予想されること、それから増税、保険料の引き上げなどで所得の低い人たちの暮らしがもう限界に来ていること、ことしの冬は高齢者にとってとりわけ厳しい冬となるのではないかと思います。こんなときだからこそ、所得の低い人たちへの救済の手が差し伸べられるべきです。

私は9月議会でも申し上げましたが、生活保護基準以下の年金の方、夫婦合わせて7万円

という金額で衣食住すべてを賄わないといけない人もございます。ほかにもいろんな方があります。無年金なのでパートで働いている。今まで住民税はかからなかったが、税制の改定で、年収93万を超えると均等割の4,000円がかかるようになった。介護保険はそれに連動して1.7倍もはね上がってしまった。この例は9月議会でも申し上げました。9月議会の委員会でこのような人たちに市長は、気の毒な人は救済したいというような御答弁をいただきました。介護保険規則第26条保険料の減免で、「市長が必要と認めた者」の基準を明確にさせていただきたいと9月議会で要望いたしました。これをどのように御検討いただけましたでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

もう一つの面ですが、生活保護基準以下の人にも住民税の均等割がかかるようになりました。これが介護保険にも連動して、保険料の大幅な引き上げとなっています。所得の低い人の住民税の減額・免除制度の改善にもぜひ取り組んでいただきたい。これによって、介護保険料の負担を軽減することができます。これにつきましては後で杉浦議員が質問いたしますので、私は省略したいと思います。

二つ目の大きな問題は、国民健康保険税の減額・免除についてでございます。これも9月議会からの懸案事項になっております。所得の低い人に対する保険税の減額・免除について、国保税条例施行規則第3条、「市長が必要と認めた者」の基準をどのように御検討いただきましたでしょうか。介護保険と同じように御検討いただくとのお話だったと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

次、国保法第44条による医療費の一部負担金の減額・免除についてでございます。これは以前から何度も議会で取り上げられているとは思いますが、いまだに解決されておられません。これは法律で定められた義務規定であり、申請があれば受理しなければなりません。減免の要綱は御検討いただきましたでしょうか、お伺いをいたします。

次に、大きな三つ目の問題でございます。学童保育の充実と、新しい国の事業でございます放課後子ども教室推進事業についてお尋ねいたします。

まず一つ目、学童保育の充実についてでございます。

桜、弥生学区につきましては定員がほぼいっぱいです。パートで働くお母さんたちは、長期の夏休み・冬休みなどの対策、子供たちをうちに置いておくわけにいかないし、本当に困り果てている。休みの対策を早急に御検討して改善していただきたい、このような御要望が強く出ております。これについて御回答をお願いいたします。

二つ目は、十四山地区の学童保育についてでございます。

これは私が6月議会でも取り上げておりますが、いまだ解決されておられませんし、見直しも提示されておられません。現在、十四山地区には二つの学童保育がありますが、間借り状態で部屋は狭いし、炊事等の設備も整ってはおられません。一度に2カ所はできないかもしれま

せんが、事業計画をつくって計画的に改善を進めていただきたい。早急にこれをやっていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目の問題です。母子家庭、低所得者の学童保育料の減免の問題でございます。

これにつきましては、議会ごとに私は質問を繰り返してまいりました。所得の低い人たちの願いがそれだけ強く、切実であるとお聞きとめいただきたいと思います。

母子家庭でパートで必死に働き、2人の子供さんを育てておられるAさん、「十四山のときは保育料が安かったので、学童に子供を預け、安心して働くことができた。2人分のおやつを入れると、今、月に1万2,000円は逆立ちしても私の家計からは出てこない。学校から帰ったら外に出てはいかんときつく言って、家に閉じ込めている。仕事をしていても心配で心配でたまらない」、このように言っておられます。旧弥富でも、こういう家庭はあると思います。今、お金持ちと貧乏人の格差がますます広がっています。住民の命と暮らしを守らなければならない自治体が、子供たちをお金のあるなしで振り分けるやり方をとっていいものなのでしょうか。保育料金は10段階に分けて応能負担となっております。学童保育に減免制度を取り入れることができない障害になっている問題は何でしょうか。財政的理由なのか、政策的な理由なのか、きちんと御説明をいただきたいと思います。それを解決し、ぜひ減免制度を実現していただきたいと思います。

次の問題は、新しい国の事業であります放課後子ども教室推進事業についてでございます。

来年度の概算要求で、文部科学省と厚生労働省が連携して（仮称）放課後子どもプランを創設する。地域子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を一体的、あるいは連携して実施すると言われておりますが、市の実施計画はどのようになっていますでしょうか。

二つ目の問題です。すべての子供が対象の施策が地域子ども教室推進事業です。子供たちの遊び場と生活の場を与える、これが学童保育事業だと私は認識しております。歴史も内容も異なりますので、双方を拡充する方向で御検討いただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

3番目の問題、市町村では校長または教頭がメンバーとして参画する放課後子どもプランの事業運営組織を設けるとなっておりますが、住民の代表、例えば学童保育等の親の代表も加えていただき、十分、子供たち、親の状況が反映できるような運営組織をつくっていただきたいと思いますが、これについていかがでしょうか。

最後の問題です。十四山保育所の送迎バスの運行の存続についてお尋ねをいたします。

合併協では3年以内に見直すとなっております。保護者の間では、バスはどうなっているのということがいつも話題になっています。6月から7月にかけて私たちが行った住民アンケートでは、96%の方がバスは存続してほしいという回答を寄せていただきました。旧十四山の面積は皆さん御承知のように9.97平方キロメートル、そこに1カ所の保育所。入所児童

数は南部、桜に続く 152人です。現在の人数です。保育所の場所が西部地区にありますので、東部からでは自転車の送迎は危なくて無理だという声が大半です。ぜひバスの存続を要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、住民の皆さんの声を、願いを代弁して、ここで発言をしております。一つ一つ丁寧にお答えくださるようお願いいたします。そのため、あらかじめ事前通告をしているのです。昨日のように、全員の方ではありませんが、木で鼻をくくるような御答弁ではないように要望して、私の質問を終わらせていただきます。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） たくさん御質問なさって、それぞれの立場で担当の方からも説明させていただきます。

まず1点目ですが、学童保育の問題が大きくクローズアップしていたようです。これは、東部の児童クラブが十四山の公民館の和室、そして西部においては西部小学校の屋内体育館の一部会議室で行っておるということでございます。そういう状況の中、特に十四山西部の児童クラブについては、学校の教室で近くには何もありません。そういうことでございまして、私の方も二度、三度、陳情にいらした人がございます。そういう要望がございまして、新しい年度につきましては、新規でそのような施設もつくらなくてはならないかなあということに今なっておるところでございまして、新年度には整備したいと思っております。

それからバスの問題でございます。これは先ほど言われましたように、合併協議会では3年を目標といたしまして調整することになっております。そういう協議会の中でございしますが、またこの問題も、弥富市は南北に非常に距離もありますし、十四山においてもまたしかりでございます。そういう中でありまして、合併協議会ではそうは申したいと思っておりますけれども、またいろいろお話し合いをして、実態に合ったような方向にしていくべきじゃないかと思っておるということでございます。

それから、介護の問題とか高齢化の問題で介護保険制度の問題が出ておったようでございますが、これはもう何遍か言っておりますので、一遍答えたらもうそれでいいようにしておいてもらいたいと思いますが、結局減免はケース・バイ・ケースでやるということをおっしゃるので、一遍言ったらそのように覚えていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） それでは、私の方から学童保育のあと2点についてお答えをさせていただきます。

夏休みの期間中で、特に言われましたように、桜、弥生の児童クラブにつきましては満杯状態でありました。そこで、ことしは保護者の皆さんにも御説明し、御協力を得て、ほかに

余裕のある施設がございましたので、そちらの方へ回っていただいたのが実情でございます。現在あります7施設の中でお互いに融通をしながら、改善できることについては努力してまいりたいと考えております。

それから、3点目の児童クラブの利用料でございますが、これももう6月議会、9月議会といろいろの点でお答えしておりますが、何遍か申し上げておるように、一応受益者負担という考え方でございますものですから、ひとつ御理解がいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、国民健康保険のことについてお答えいたします。

国民健康保険税条例の規則に定められています「市長が必要と認めた者」「市長が必要と認めた額」については、申請に基づき、生活保護基準の収入以下の方に対して、一定の要件のもとで申請日以後に発生する国民健康保険税の均等割と平等割の減免を考えております。

続いて国民健康保険の44条、これは医療費の一部負担金の減免関係でございますが、まだまだ検討している市町村も多く、実施している市町村は名古屋市初め数市と聞いております。大きな医療制度改革に対応すべき問題が多発する中ではあります、他市の動向を参考にしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 社会教育課長。

社会教育課長（高橋 忠君） 放課後子ども教室推進事業について御答弁申し上げます。

先ほど議員が言われましたとおり、国は（仮称）放課後子どもプラン創設の基本的な方向性を打ち出してきたところでございます。今後、教育委員会と福祉部局との具体的な連携方策について協議し、放課後対策事業の運営協議会の設置について調査、並びに研究を重ねて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、双方の拡充につきましては、将来の放課後子どもプランの運営協議会の中で一定の方向が示されることとなりますが、また運営組織のメンバーにつきましても同様、地域の住民の方のお力をおかりすることになると思っております、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） まず一つ目の問題、低所得者に対する介護保険料の減免でございますが、これについてお答えがなかったと思いますがいかがでしょうか、お答えいただきたいと思っております。市長は、「市長が必要と認めた者」ということで何遍もやっているじゃないかと。それが具体的になってないもんだから住民にとっては使いにくい。どういう基準で出したらいいのかわからないから、その基準をきちっと示してくださいということをお願いしているのだからでございます。ただいたずらに何遍も質問しているわけではございません。質問した

ことに対して的確な措置がされていないものですから、それが解決するまで私は質問をするのでございます。介護保険料の減免について、所得の低い人たちについての措置は、「市長が必要と認めた者」についてどういうふうな御検討をいただいたのか、御答弁をいただきたいと思えます。

それから、国民健康保険の減額・免除についてでございますが、これについては、一定の基準、申請に基づいて、生活保護の基準以下の方につきまして均等割、平等割を免除するというお話でございましたが、これについて詳しい規則とか、そういうものをお示しいただきたいと思えます。

それから国保法の44条、医療費の一部負担金の問題でございますが、これは既にもう2年ぐらいになるか、もっと長いかもしれませんが、十四山村のときでも他市の動向を見て考える、いつもこういうお話でございます。海部郡のほかの町村と相談しながら考えていく、これでは住民にとって引き延ばしをされているとしか思えないのではないのでしょうか。行政は住民の命と暮らしを守るんです。この10月から医療費が上がり、また2008年には高齢者の医療費がとてつもなく引き上げられることとなります。ですから、住民が困っている事態についてはきちんと対応をしていただきたいと思えます。この要綱についてどこまで御検討が進んでいるのか、再度お尋ねいたします。

学童保育の保育料の件でございますが、いつも受益者負担ということを決めているのでというお答えでございますが、私が例で申し上げました保育料を払うことができない方たちは子供を家に閉じ込めている。こんな現状を放置していいのでしょうか。紋切り型の「受益者負担」、この言葉一つで済ませる問題ではないと思うんです。これについても実態をよくお調べいただき、再度検討をいただきたいと思えます。

それから、地域子ども教室推進事業と学童保育の問題でございますが、これにつきまして、私は双方の拡充をする方向でぜひ御検討いただきたいということを申し上げたわけでございますが、これにつきましてはもう少し詳しく御回答をお願いしたいと思えます。

最後、十四山保育所の送迎バスでございますが、市長は実態に合った方向で住民と話をしという回答をいただきましたが、これは存続ができると前向きに判断してよろしいのでしょうか。これについても再度お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 介護保険の減免の件でございますが、先ほど市長さんのお答えがありましたが、現在のところ、生活保護基準の収入以下の方に対しまして介護保険料の減免をすることを考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） 学童保育の保育所でございますが、これも毎回お

話をしているわけですが、学童保育は、先ほど市長が言いましたように、西部地区の方については、今、手狭なところで本当に気の毒だと。新年度にはつくろうということで、今市長は申し上げておるわけですね。ですから、一遍にいろいろなことを申されても、できることとできんことがあるということはひとつ御承知をお願いしたいと思います。

それから、これも確かに言われるのはわからんでもないんですが、要は学童保育を実施するのに当たって必要な経費の一部を負担していただくということで、今我々が整備を行うことや、住民の皆さんにお願いすることも当然考えまして、不公平感がないようにしたいということで再三これは申し上げております。これにつきましては、保護者の方が安定した就業をしていただくのが基本の考え方でございます。

ちなみに、参考までに一つ申し上げたいんですが、18年度の当初予算は御存じのとおり121億 5,000万円でございます。その中で3款の民生費が38億 7,600万円強でございます。この比率は32%です。一般会計の民生費の比率は、4款の保健衛生費など入っていませんよ、3款の比率だけでも32%です。その中で、今言われましたことを含めます児童福祉費については、19億 2,000万円強の予算を投じておるわけです。この比率は16%です。弥富市全体の一般会計の予算の16%を、保育所を初め、いろいろ児童福祉施設の費用に充てておるということも御理解の上、いろんな形で私どもも、重要課題として市長も取り組んでおりますので、ひとつその点は御理解がいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 再度、国民健康保険のことについてお答えいたします。

継続的に低所得の方でございますして、申請前の平均収入額が生活保護基準以下の世帯の方に対して、申請日以後に発生する国民健康保険税の均等割10分の5、それから平等割10分の5の相当額の減免を考えております。

それから44条の具体的な方法でございますが、生活保護境界層の方、それから災害の方というようなことで、海部地区の市町村がばらばらな考え方を持っていてもいけませんので、ある程度統一を図るために検討を進めております。以上でございます。

議長（大原 功君） 教育部長。

教育部長（平野雄二君） 放課後子どもプランの双方の拡充につきましてお答え申し上げます。

国は、放課後子どもプランの基本的な考え方として、教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、原則として小学校区内で放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施するプランを平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要な予算を要求すると言っております。この件からも、今後、先ほど課長が説明したとおり、双方の拡充につきましては将来の放課後子どもプランの運営協議会の中で一定の

方向は決まってくると思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 再々質問をいたします。

今、民生部長は、学童保育の利用料につきまして受益者負担ということでお答えを2回もございましたが、低所得者の方に対する減免につきましては、そんなにお金がかかるものではございません。だから、実態をよくお調べいただいて、これについてはぜひ再々度御検討をいただけないかと思えます。本当に今、子供の安全・安心の問題が大変な状況になっております。浮世のさたも金次第、子供たちまでもこのことで両方振り分けてしまうのは余りにも悲しいことではないでしょうか。福祉、教育、民生費のお話も今ございましたが、努力していただいているのはわかりますので、このわずかな部分で減免の制度はできると思えます。再々度御検討いただきたいと思えます。

これをもちまして質問を終わらせていただきます。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） お答えをいたします。

先ほど来申し上げますのが基本の考え方であることは御理解がいただきたいと思っております。それと、保護者の方が安定した就労もしていただける。それから、最近いろいろな自治体の中で、いじめ、虐待、いろんな不幸なニュースもよく流れておりますので、そういうこともあわせて、また実態については検討をさせていただきます。

議長（大原 功君） 皆さん御飯がありませんので、それぞれ行かなきゃいかんのので、1時まで休憩いたします。休憩。

~~~~~  
午前11時29分 休憩  
午後1時00分 再開  
~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。

それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問を行います。

私は3件ほど、今回一般質問を件名で提案しております。

まず第1には、介護認定者に障害者控除の証明書の発行をということであります。

障害者手帳を持っていない介護認定者に対し、弥富市独自の適用基準を津島市並みに充実すること、さらに要介護認定者の方に障害者控除の対象であることを知らせ、申請するように案内を送付すること、このことについてまずお伺いをいたします。

2点目につきましては、障害者自立支援で市独自の軽減策をとということであります。

障害者自立支援法が10月から本格実施されました。利用料の1割が応益負担とされ、障害者と家族の負担が大変な状況になっております。また、今回のこの改悪の中では、食事だとか居住費ということで給付費から外されて、全額が個人負担になっている部分もあります。そういう意味で、本当に関係者は大変な負担増となっております。利用者負担がふえた分、弥富市の負担が減ることになりますが、どのくらいになりそうか。また、この減額となった分につきましては市独自の軽減施策に充てるべきだと考えますが、いかがでしょうか。障害者が人間として当たり前の生活をするのに必要な支援をするのが行政の当然の仕事だと考えます。厚生労働省も、独自軽減措置は自治体の判断でできると言っております。地域生活支援事業の実態はどのようになっているのか、拡充を図っていただきたいと思っております。この点についてお伺いをいたします。

最後の3点目でございます。教育行政全般について質問を出しております。

現在、国会では教育基本法の改正が議論されているところでありますが、問題になっている一つは、教育の目標として愛国心など20の徳目を押しつけて、内心の自由を侵す問題であります。もう一つは、国家の教育内容への介入に歯どめをかけてきた現行法10条の改悪をし、政府、行政の教育介入を無制限にすることです。「教育は、不当な支配に服することなく」の文言等でございます。現行法第10条は、戦前の国家主義的教育の反省から、国家による教育内容への介入を戒めたものであります。教育の自立性、自主性、自由を保障する最大のよりどころとなっている条文であり、教育基本法全体の命とも言えるものであります。現行の教育基本法第10条は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」。政府の改正法案は第16条で、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」とあります。こういう文言を挿入し、それによって教育行政による教育内容への介入も、法律で決めさえすれば不当な支配ではなくなるということをねらっていると言えます。改正理由も明らかにされておらず、66%の校長先生は改正に反対しています。日本PTA協議会の調査では、教育基本法改正案について保護者の88%が内容をよく知らないと答えております。政府は、タウンミーティングでの理解を踏まえて法案を提出したと11回も答弁していますが、やらせ発覚で、国民が改正を望んでいるという前提自体が崩れてしまいました。

本年9月、弥富市議会では、教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書採択いたしました。この意見書の内容につきまして少しだけ読み上げさせていただきますが、「政府提出の教育基本法案は、第1条、教育の目的のほか、国を愛する態度を養うことなどを求める。第2条、教育の目標を設け、具体的な教育目標を掲げた。その一方で、教員が全体の奉仕者であることや、教育の直接責任性が削除された。また、もう一つ提出された

日本国教育基本法案は、前文で日本を愛する心を涵養することをうたい、宗教的感性の涵養を尊重すること、教育に対する不当な支配の禁止の削除や教育委員会の廃止など、政府案と異なる部分も幾つかあるが、基本的な考え方では共通する部分が多くある。

（ 後日発言取り消しあり ） などについて意見書案として書いてあります。こういったことにつきまして、政府、国会におかれては教育基本法改正案につきましては慎重に取り扱われ、国会で審議する場合は、教育基本法の理念がどれだけ普及し、どれだけ実現していたのかという点検から検討を開始され、国民各層の意見を聞きながら慎重に議論されるよう要望するというので、この弥富市議会でもこういった意見書を国の方に上げているところであります。

そこでお尋ねいたします。

質問の一つといたしまして、現行の教育基本法の改正について、市長、並びに教育長はどのように考えておられるのか、その見解をたします。全国で続発する子供のいじめ自殺、全国の高校で明らかになった世界史など必修科目の未履修問題、どちらも政府による教育への競争主義の押しつけがもたらしたものではないでしょうか。いじめは決して道徳心や規範意識の問題だけで説明できるものではなく、子供たちの抱えるストレスが原因だというのは多くの調査で明らかになっています。

質問の二つ目は、子供と学校を競争に追い込む政府の文教政策があります。全国一斉学力テストは来年度から実施すると決まっています。子供が感じる学校のストレスの最大の原因は、子供を点数で競わせ、序列をつけてふるい分けをする競争主義的な教育だと考えますが、市長、並びに教育長の見解をたします。弥富市も犬山市のように、こういった統一テストは行わないと公言できないのか、その点についての明快な答弁をいただきたいと思います。

質問3、全国一斉学力テストを実施した場合、点数等の公表についてはどのような内容となるのか、もし一斉テストをやる場合についてお伺いをいたします。

質問4、教育基本法改正案は競争を激しくし、問題解決に逆行すると考えますが、どう認識されているのか、市長、並びに教育長の御答弁をお願いいたします。

弥富市ではやらせ質問はないと思うがどうですかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

先ほどの三宮議員への答弁の中で、助役は、私たちはいろいろな懇談会等を行ってありま

すが、住民からはいろいろないい話を聞かせてもらっても意味がないんだと。もっといろいろな御意見、御要望をお聞きするようにして、そのことを実現する市政を目指しておると、このような話がございました。広報「やとみ」8月号では「川瀬市長を囲んで教育懇談会」と、こういう弥富広報が配布されておりますが、ここの言葉を見てみますと、いろいろな校長先生や学校関係の方たちが発言しておりますが、その締めくくりは何々が行えるようになりました、何々の場を広げることができました、何々を設置いただきましたというふうに、何々をしていただきました、何々ができました、ありがとうございますとといったいい話ばかり。先ほど助役は、こういういい話はそう聞かんでもいいんだと。私たちはもっと本当に皆さんの御意見、御要望をお聞きしたいと、そういう真摯な態度で私たちは今市政に取り組んでいると言われましたが、市民からはちょっとそうになってないんじゃないかということがじかに私の耳に届いております。\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。 ( 後日発言取り消しあり )

次に質問6、教育基本法改正と関連して、文部科学省内で今進めている学習指導要領改定作業で、小学校の音楽の目標に「君が代の美しさや自国を尊重する心を持つ」を上げていることが明らかになりました。憲法19条に定めた思想・信条の自由を侵すような特定の心を持つことが教育の目標になることについてどのように思っているのか。また、1999年の国旗国歌法の審議で野中広務官房長官が述べた「式典等において、起立する自由もあれば、起立しない自由もある。斉唱する自由もあれば、斉唱しない自由もあろう」、こういう答弁を支持するかどうか、そのことについての見解をただしいと思います。市長、並びに教育長にお尋ねをいたします。

質問7、30人学級の実施についてどのように考えているのか、教育長の方から御答弁をいただきたいと思います。

次に質問の8で、耐震補強工事の残っている内容を報告願いたいと思います。耐震補強工事の計画はどのようにして進めようとしているのか、先ほどの三宮議員の質問の中で、耐震につきましては努力はしているんだということが助役の方から述べられましたが、教育長の方から学校関係につきましてはどのような計画で、また何年をめどにやることになっているのか、その点についての御報告をお願いいたします。

質問の9、現弥富中学校の跡地利用はどう考えておりますか。桜小学校のマンモス化解消についてはどう考えているのか、お伺いをいたします。

以上、それぞれの各質問項目ごとに詳しく答弁をいただきたいと思います。大ざっぱな答

弁は改善していただきたい、このことを申し添えてよろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） いろいろ質問ありましたので錯綜するところもあるかと思いますが、気がついたところから答弁させていただきます。

まず最初に、教育基本法を市長、並びに教育長はどのように考えているかというようなことですが、これに関連するものはすべてそうですけれども、基本法におきまして今審議中のところもございませう。まだ明らかにされてないところもありますので、これがもっとはっきりしてからいろいろ考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

すべて6も7もしかりでございます。

それから耐震性の問題でございます。これも耐震はすべて各学校は終わっています。これに対して弥富中学校が大きな事業でございます、いわゆる地盤沈下等、さらには校舎のひび割れということもございまして、これを最重点的に解消するために建築に当たったということでございます。しかるに、これを処理しながらほかの方に移っていくということでございます。まだほかの方も弥富中学校ほどではないもんでございませうので、これから先、修理するところ、また新しく建築するところ、こういうのを今から決めまして、着々とやっていきたいと考えておるところでございます。

それから、弥富中学校の跡地の問題も出ておったようでございますが、これはついでに申し上げておきますが、マンモス化解消についてどう考えているかというところでございますけれども、桜小学校を弥富中学校の跡地に利用していきたいと。第2の桜小学校をつくっていくんじゃないかと、私もそういう計画でおるところでございます。

それから、さらに中学校のいろいろな敷地でございますけれども、これは非常に大きいということでございますので、この面積も勘案いたしまして、また防災施設や文化活動に利用するような会館等、地域に必要なものから検討してまいりたいと考えておるところでございます。

教育基本法改正につきましては、さらにいろいろ審議中でございますので、再度申し上げますが、これからそういう新しいものをとらえながら考えていくということでございます。

それから、教育の現場のことにつきましては教育長がお答えいたしますので、よろしく願いいたします。模擬議会もしかりでございます。

改定につきましても、すべて教育基本法に従っていきますので、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上ですが。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

教育行政全般についての御質問でございますが、先ほど市長がおっしゃいましたように、教育基本法の改正につきましては現在国会で審議中でございますので、よろしく願います。

なお、同法が制定されてから60年近く経過しております。この間に、国際化であるとか情報化等、また社会の状況が大きく変化してまいっております。また最近、テレビ、新聞等にもいろいろ話題が出されておりますが、子供のモラル、あるいは学ぶ意欲の低下、あるいは家庭や地域の教育力の低下といったようなものが指摘されております。文部科学省は、こうした変化に適切に対応していくためにも改める必要があると断言してございます。私としては、新たに制定された教育基本法は遵守してまいります。

なお、9月の定例議会で、教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書が採択されたところでございます。このことにつきましては重く受けとめております。

次に、来年4月に行われる予定の全国学力・学習状況調査につきましては、児童・生徒の学力を客観的につかみ、それを各学校で指導方法の工夫や改善に生かすことで児童・生徒の学力の向上に効果があると期待しておりますので、近隣の市町村と同様に実施したいと考えております。結果の活用や公表につきましては、過度の競争をあおるようなことがないように、また学校の序列化や学校間格差につながったりすることがないように、慎重に検討していくことが必要だと考えております。

さらに、君が代斉唱問題につきましては、国旗及び国歌に関する法律を遵守してまいります。学校の行事としての式典における国旗国歌につきましては、次第の一部にすぎないというように考えております。出席者がそのような観念となり、思想に賛同の意をあらわすことになるものではないと考えております。

また、30人学級の実施についてでございますが、御存じのように、国の基準では40人学級でございます。愛知県は独自に、平成17年、18年と小学校1年生のみ35人学級で実施してまいっております。これまでも1学級における児童・生徒の定数の改善につきましては県や国に要望してきたところでございますが、今後も、よりきめ細かな教育の実現のために要望していきたいと考えております。

それから、耐震補強工事の計画についてでございますが、先ほど市長さんの説明でほぼ終わったというようなことを申されましたが、ちょっと訂正いたしておきます。まだ少し残っております。ただ、今弥富中学校の改築工事も進んでおりますので、そういった点をあわせながら財政当局と相談して、できるだけ早く完全にやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、原沢議員さんの障害者控除の御質問についてお答

えさせていただきます。

障害者特別控除対象者認定書の取り扱いにつきましては、9月議会でお答えをさせていただきましたとおり、海部事務所管内の市町村の取扱状況を調査させていただきました。津島市と同じ取り扱いをしている自治体はなく、弥富市と同じ基準で認定がなされておりますので、当面は現在の認定基準で対応してまいりたいと思います。また、内容の周知につきましては、広報への掲載、窓口での案内により周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 障害者自立支援で市独自の軽減策をについてお答え申し上げます。

障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者の方々が地域で普通に暮らせる社会を構築することを目指し施行されましたが、1割負担の導入や事業者への報酬などさまざまな意見があります。新しい制度でございますので、今後の動向を注意深く見守り、制度が円滑に実施できますよう考えさせていただいております。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、介護認定者に障害者控除をとということでございますが、このことにつきましては今までどおり現行でやっていくということでございます。それで、9月議会で答弁したとおりだと、こういう課長のお話でございますが、それでは課長はどのように答えていたのかということで議事録を見ますと、介護高齢課長は「認定書の取り扱いにつきましては、近隣市町村とのバランス、また厚労省の方針を考慮しながら、地域間の格差のないよう調整を図りながら進めさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います」というふうにこの場では答弁しておりました。

そこで私も、どのようにこの間なっているのだろうかということでいろいろと調べておりましたら、たまたま県の方でこういった障害者の認定書発行について、県下の市町村について調査を行っております。17年度分についてでございますが、名古屋市を除く分ですので64の自治体の分でございますが、これを見ますと、要介護者全員に認定書を交付しているという自治体が愛知県の中で2自治体ございます。それは知立市と扶桑町というふうに出ておりました。また、障害者と特別障害者の二つを認定して認定書を発行している自治体の数は、64のうち40自治体がこういった発行を行っております。弥富町は17年度は2名、これにつきましては特別障害者の認定書を発行していると、こういうのが県の調査で出ております。

それで、この辺の近隣ということで先ほど課長の方からありましたけれども、実際にもう少し数の多いところを見ますと、津島市が交付数 1,009、うち障害者が 774人、特別障害者が 235人、稲沢市は交付数 845、うち障害者 674、特別障害者 171、知立市、交付数

1,070、うち障害者 743、特別障害者 327、扶桑町、351で障害者が 102、特別障害者 249、このように今愛知県下では40の自治体が障害者と特別障害者を認定して認定書を発行しているということは、今弥富市は介護認定4・5の方を対象とするのみで、1・2・3はもう論外ということで門前払いをしているわけですが、こういった愛知県下の自治体ではそういった門前払いではなく、ちゃんと認定をしているということが言えるのではないかというふうに思います。

そういう点で、9月議会での市長の答弁を見てみますと、市長は「市といたしまして、福祉施策に重点を置いているといっても過言ではございません。大いにこれからも力を注ぎたいと考えておるところでございます、市民生活の向上に向けまして」というふうに、努力をしていくということを言われているわけなんですね。今のような紋切り型で、本当に福祉に力を入れているというふうなことが言えるのか。今、この障害者控除の証明書を発行するに当たって、弥富市としてお金がかかるわけじゃないんですね、これは。それは、これによって減免制度やいろいろな制度があるから、そういった部分の若干の収入減ということになるかもしれませんが、そんなに大きな財源を必要とするとかいう問題ではないんです。ですから、今、弥富町から市になり、市として福祉事務所を構え、福祉事務所長もおります。福祉事務所長、並びに市長が自分のところで、これはいい、やりましょうと、こう言えば即できることなんです。もう12月、年末調整も控えてきております。来年の3月、自主申告の方は確定申告で、3月までが18年度分の申告になるわけですが、こういうところに間に合うように、やる気になればできるわけですので、ぜひ再考をしていただきたいと思います。この点について再度答弁をお願いいたします。市長をお願いしたいと思います。

それから、次に障害者自立支援の関係でございますが、これについて全く詳しい内容が報告されておりませんが、10月になって地域生活支援事業なども取り組まれておりますが、この間、行政の方に関係者からの苦情や相談というものはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。また今、国会でも与党の側から、今のこの障害者自立支援法では本当にまずい、これはちょっと見直しをせないかんということで、補正予算で今、予算が組まれておるということを聞いておりますが、この中では上限の引き下げということをやって、金額的には国費を1,200億円、約3分の1を当初より削減して障害者自立支援の関係で手当をしようという方向のようですが、やはりこれは国任せでなくて、実際に障害者を抱えておる地方自治体はその役割を果たすべきところではないかというふうに思います。そういう点で、現状の実態、また今国の方でもそういった補正予算が組まれていると伺っておりますが、どのような内容になっているのか再度説明をいただきたいと思います。

次に教育の問題でございますが、この問題につきましては、確かに今、国会でこの教育基本法の問題につきましては審議されております。与党は、時間を審議したから審議は尽くさ

れたと、このように何が何でもこの法案をこり押ししようというような構えで、今、国会で緊迫した状況となっております。しかし、そういった国会の対応とは別に、それでは本当に国民はどのような内容でこれをとらえているのかという点で見ると、参議院にこの法案の問題が移されてから全国6ヵ所で地方公聴会が開かれておりますけれども、ここには24人の公述人が発言をしておりますが、そのうち13人は与党提出の教育基本法改正法案に対して反対、ないしは慎重な審議を求めています。公述人の中で今国会での法案成立を求めたのは、わずか1人にすぎません。こうした地方公聴会の声を受けて、慎重で徹底的な審議を尽くすのが筋ではないでしょうか。また、そういう点で市長は、今、国会で審議中だから、私たちはその国会の審議を見て、決まった中で答えていきたいと、このようなことでございますが、しかしよその状況を見ますと、例えば高知県の地方議会ではどのような対応をしているかということで見ると、9の地方議会で現職教育長らが、教育基本法につきましては今の教育基本法が本当に大事にされなければならないということを明確に態度で示しております。

教育長、上から決まればそれを遵守しますということをお聞きしておるんじゃないんです。今の現教育基本法の内容がどうかと。これが変えられることについて、内容的には教育長や市長も大体御存じだと思いますので、そういうことについて態度が賛成なのか反対なのか、このことを市民の前にはっきりさせるべきではないかという立場で伺っておりますので、その内容について、もう一度明確な答弁を市長にも教育長にもお伺いをいたします。

次に、教育長は、今回の一斉学力テストにつきましては学力の向上につながるからいいという態度でございますが、この12月の補正予算でも出されましたけれども、いじめ・不登校の問題等がこの弥富市でも問題になっております。現にそういったいじめや不登校がこの弥富市でも数字で出ている現状でございます。そういう中で、今そういうものがどうして起こっているのか、こういった統一テスト等を含めた競争社会、学校に競争を強いる、生徒にも強いる、また先生たちにも競争を強いていくという今の流れがそういうものをますますひどい状況に追い込むのではないかということが心配されているわけでありまして、その点について再度、教育長の方に答弁をお願いしたいと思います。

それから耐震補強につきましてでございますが、教育長の方から、あともう少し残っているというようなあいまいな内容でございますが、もう少し残っているのではなくて、部長の方からちょっと説明をいただきたいと思いますが、現在、耐震補強工事をしなければならない校舎はどこにどれだけ残されているのか、そのことを具体的に説明いただきたいと思っております。抽象的な話はいいです。どこにどういうものが残されているのか。また、飛散フィルムなどにつきましてはやる気になればすぐできる問題ではないかと思いますが、飛散フィルムの補強をしなければならない学校はどのようになっているのか、そういう点について具体的に各

学校名を上げて説明をいただきたいと思います。

それと教育長にもう一つお聞きしたいのは、先ほど議会では、教育基本法の改正ではなく、理念の実現を求める意見書を採択いたしました。ということは、今の教育基本法を守る立場というのを議会側ははっきりと打ち出しているわけなんですね。そういう点で、議会のことについては尊重するという言い方ですが、教育長としてはこの教育基本法についてどういうふうに認識しているのか、その点についてお伺いをしたいということと、また国旗国歌法の関係で、現行どおり式典の式次第に沿ってやっていただきたいということを申されましたが、それは君が代や国歌を強制する方向で指導していくということですか、あなたの言いたかったのは。私は、そういう自由もあるし自由もないということを発言して、こういうことを認めますかどうかということでお聞きしたわけですが、あなたの答弁はちょっと意味不明なところがありますので、具体的に説明をいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 障害者の特別控除の対象者認定書の取り扱いということでいろいろ御意見いただきましたが、これは課長も答弁していると思いますけれども、介護保険は国の制度でございます。一市町村で制度が変わるものではございません、先ほど言いましたように。これは国または県が統一した基準を示して、これが適切であると私たちは考えておるということでございまして、したがって近隣市町村との格差がなるべく生じないように、今後の動向を見ながら的確に対応していくということでございます。

それから障害者の証明でございますが、すべて明らかにするということは、本人の自由もございまして、プライバシーの問題も考えながら、先ほど言いましたように、他町村の動向を見て行っていきたいと思います。

さらには教育懇談会の問題でございますが、これは各学校から要望ございましたことに対しておこたえして修繕をし、即刻やったことございまして、それに対する御返答でございますので誤解のないように。

それから、あとのことは教育長がお答えいたしますのでお願いします。

議長（大原 功君） 教育長、耐震も含めて。

教育長（池田俊弘君） 教育基本法につきましては、先ほど申し上げましたように現在審議中でございますので、私の職責としては、これにつきまして解説を加えることはできませんのでお許しください。

それから、学力検査の問題もちょっとおっしゃっていただきましたが、学力検査といじめの問題が全然関係ないとは申しませんが、特に私はいじめとかそういう問題につきましては校長会でもたびたび申し上げておりますけれども、学力向上だとか、あるいは部活動とかい

うよりは、まずはいじめとかそういうものを一番に取り上げてくださいますように申し上げます。特に弱い者をいじめるといような、いじめというのは広い意味ではいろいろな社会の中にたくさんありますが、非常にかわいそうな悲惨な事件になるようなことはもう絶対起こしてはいけないということを指示しております。ですから、学力検査の問題はちょっと置いていただきたいと思います。

そして、学力検査は私のところだけがやると言っているのではなくて、もうほとんど海部では全体ですし、いろいろなところでもうほとんど全部がやるといようなことでございまして、今申しましたように、これは生徒の指導のためにどうしても参考にしたいといこととございまして、競争心をあおったり、そのような気持ちは全然ありません。学校の順位づけをするとか、嫌々じゃありませんよ、私はそのことはちゃんと先生方に申し上げます。そんなむちゃを言ってもらっては困りますよ。私ははっきりと校長会でも申し上げておるんですから、その点は御理解ください。私が言ったら頭から否定されるのでは御答弁できませんので、よろしく御理解ください。

それから、先ほどの国旗国歌のことでございますが、これは日本国憲法の19条の思想及び良心の自由といところの解説にも書いてございますが、先ほど申しましたようなことでございます。これは訴訟が起きて、そこで判決がなされたものでありますが、読み上げますと、「本件の訴えの対象となっている君が代の斉唱計画なるものは、小・中・高等学校のいずれを問わず、そこで挙行される入学式、卒業式等の式典における次第の一部にすぎないものであって、それ自体はもとより、これに基づいて計画どおり斉唱がなされても、そのことによって云々」といように書いてございますので、私はそのように考えております。

それから耐震補強の問題でございますが、これも本当にいろんなところで耐震の診断をされておりますが、正直に言って、いろいろなところで検査をして何ぼ達成したといようなところもありますが、私のところはこれは正確にずうっとやってきているわけです、数字は後から申しますが。検査をしないで、もうほとんど終わったといっておる市町村もあるんです。それは詳しくは言いません、あんまりいろんなところの名前を出してもいけませんので。そういったようなことも実はあるんです。先ほど申しましたように、財政当局も今弥富中学の移転改築を一心にやっております、これまた相当な額になることは先生方も御存じだと思います。それで、それが終わり次第、財政当局と打ち合わせ、協力いただきながら鋭意やっていきたいと考えております。

それで、数字を言いなさいといことですから数字を申し上げます。弥生小学校は 6,390 平米、桜小学校 4,468 平米、大藤小学校 809 平米、栄南小学校 3,368 平米、それから白鳥小学校 3,156 平米といよようになっております。これは小さいものまで含めて全部のことです。皆さん方は教室がゆがんでひっくり返るよに思われるかもわかりませんが、そうではなく

て、小さい部分のちょっとしたものも合わせた合計のものでございますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

本年の10月1日に本格施行されました障害者自立支援法でございますが、窓口の苦情はございませんでした。

次に、障害者自立支援法を円滑に運用するための国の動きでございますが、利用者負担の軽減と事業者に対する激変緩和措置、それからもう1点、新たなサービスへの移行のための緊急的な経過措置を実施することになっております。以上でございます。

議長（大原 功君） 高橋和夫議員。

20番（高橋和夫君） 通告に従いまして、市民生活の安定と安心のために地域医療設備の充実について御質問させていただきます。

今、地域医療設備の充実が市民の日常生活を安心に送るために欠かせないことは言うまでもありません。各地方自治体の中では市民病院をつくり、莫大な行政予算を使い運営しています。その中で、津島市民病院の最新の平成17年度の収支決算は、概算で収入63億円、費用75億円で差し引き12億円の赤字、それに市の一般会計から繰り出した金額が9億円と、合計21億円の持ち出しで、その莫大な赤字費用の負担が津島市財政を圧迫しています。また、そういう莫大な予算を執行していながら、施設の不充実や医師不足が深刻な市民病院もあります。

当市における総合病院は愛知県厚生農業協同組合連合会運営の海南病院ですが、マスコミで取り上げられておるがごとく、病床数 547床と優秀な設備や医師を擁し、市民の医療に対する安心感を与えています。もちろん近隣市町村からは多くの患者さんで、連日、大にぎわいです。私は、こういう市民生活の安定のためにも、今議会に上程、可決されている小学校までの医療費無料化等の市民に喜ばれる施策はもちろんのことですが、有効と思われる医療設備に補助金の直接支援やいろんな形で行政支援を行うことが市民生活の安定と安心に欠かせないと思っておりますが、賢明な市長の御見解をお聞かせください。以上です。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 答弁いたします。

医療・福祉にかかわる重要な提言でございます。海南病院というものは、地域におけます唯一のこの地方の公的病院でありまして、基幹病院といいましょうか、非常に我々が大切にしていかなくちゃならない病院でございます。いわゆる市民の医療に深く貢献しておるといふことでございます。これは後どうなっていくかといいますと、やはり引き続いて海南病院の支援をしまいたいと考えております。

そもそもこの海南病院というものは、愛西市、蟹江町、飛島村、さらには木曾岬町、弥富市の5市町村で海南病院の運営委員会を組織しておるところでございます。この地域の医療・福祉の向上のため、調整を図って支援しているところでございます。特に支援いたしました病棟が手術病棟でございますが、この増築に従いまして、施設の整備一式の利子補給というものをこの5市町村でやったということでございます。平成12年度から平成21年までの12年間に総額15億円を助成しておるところでございます。また、弥富市は6億円と申しますと、旧弥富町が5,000万、そして十四山村1,000万、合計6,000万を毎年補助しておるところでございます。したがって、これを10年間でありますから6億円ということになるわけでございます。

海南病院の運営を任されております運営委員長をしております弥富市長でございます。その面については最大の効果が上がるように援助もしていくというような計画を立てております。隣接の各市町村のおかげをもちましてこのような立派な病院がなし得たと、心から喜んでおるところでございます。市民の人間ドックとか、この病院においては各種の検診など本当に積極的にかかわっていただいております。市の委託によりまして介護予防にもかかわってもらっておるところでございます。そのほか健康フェスティバルというようなときにも、海南病院の医師によって検査をし、また健康づくりの啓蒙に当たられて、皆、一助を担っておるということでございます。

そういうようなことございまして、皆様が安全で安心できるように医療を提供する場所であると。先ほど申し上げましたように、地域医療の中核的な役割を担う海南病院を引き続いて支援していきたいと考えておりますので、御理解願います。

議長（大原 功君） 2時10分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、早寝早起き朝ごはん運動の推進について質問をいたします。

子供の家庭における食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力に大きな影響を及ぼしています。また、食生活については、平成17年7月に食育基本法が施行され、食育の重要性が一段と高まっています。そこで、文部科学省が行った各種調査に見られる子供の基本的な生活習慣の乱れを見ますと、1に、午後10時以降に就寝する幼児が29%も

いること、2に、朝食欠食率は小学4年生から6年生で約15%、中学生で約22%と、高学年ほど高いこと、3に、毎日朝食をとる子供はペーパーテストの得点が高く、具体的には小学5年生で約14%、中学2年生で約9%という結果が出ていること、4に、お手伝いをする子供ほど道德感、正義感が身についているなどという調査結果が報告をされています。すなわち、夜9時ごろに寝て朝6時ごろに起き、きちんと朝食をとって登校する子供は、そうでない子供に比べてすべてにすぐれているとのことであります。

このように、家庭の生活環境について文部科学省が旗振り役となって口を出すのは異常とも思いますが、文部科学省の生涯学習政策局のプロジェクトチームでは、社会の夜型は進む一方であり、寝る時間や朝食など基本的な生活習慣の乱れは子供の学力や運動能力にも関係することが各種調査で判明をし、無視はできなくなったと話されています。このようなことから、文部科学省では平成18年度より子ども生活リズム向上プロジェクトの対策費として約1億3,000万の予算を確保し、さらに平成19年度は3億100万の要求をいたしております。この運動の具体的推進母体として、8個人と30団体での早寝早起き朝ごはんの全国協議会発起人会が本年の2月に設置をされ、4月には初会合が開かれています。また別途、内閣府の検討会では2010年度までに朝食抜きの小学生をゼロにする目標を立て、本年度から5年間で地方自治体を中心に啓発活動を進めるとの報道がされています。このような背景から、私は、小・中学生の子を持つ両親と教育に携わる関係者にその重要性を知っていただくために、あえて次の点について質問をいたします。

1点目に、文部科学省より早寝早起き朝ごはん運動の推進について通達がありましたでしょうか。

2点目に、弥富市におけるこれらの運動の推進はどのようになっていますか。

3点目に、同じく弥富市における子供の就寝時間や朝食を食べない小・中学生の実態調査はされましたか。

4点目に、そのほか具体的な生活習慣改善への対策はありますか。

以上の点につき、具体的な御答弁をよろしく願います。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） ただいまの炭竈議員の御質問にお答えします。

先ほど申されましたように、文部科学省からの取り組みとして出てきてございまして、子どもの生活リズム向上プロジェクトということで、文部科学省では1億3,000万の予算をつけて活動しております。そして先日も、農協さんが子供さんにお米の御飯を食べようというようなことで、小さい袋で1人250グラムか何か小学生に配りました。そのときに、渡すということで農協さんの人と、それから市長さんやら私やら行きまして渡しましたが、その席で市長さんが「朝御飯、食べてきているか」と言ったら、手を挙げた子がもう九十七、八%

ぐらいおったんじゃないかと思います、桜小学校の例ですけど。というようにぐあいで、米飯を食べておるかどうかが、そこはちょっとこのごろのことですからわかりませんが、割合、朝御飯の習慣は、弥富の小学生・中学生ではかなり全国のレベルとは違っていい数字が出ているように思います。だから、とりたてて調べたことはありませんが、ばっちりとしたいい数字が出ると思います。まずそれを申し上げておきます。

そして、今申されましたように朝食を食べない、夜更かしをすることから子供たちの基本的な生活習慣が乱れてくるんだとか、あるいは学習意欲や体力・気力にも影響を及ぼすというようなことが言われております。これは当然のこととございまして、食べ物を食べると血液の中には血糖量が30分か1時間しますとふえてきますので、朝御飯を食べると体が生き生きしてくるし、頭の回転も速くなるというようなことで、そういうことをしないと、朝、血糖値も低い、やる気もないようなところで授業をしても何にもならんということで、炭竈議員が言われたのもごもっともなことだと思います。

そういうことで、地域とか学校、家庭が一体となりまして早寝早起き朝ごはん運動というのを展開しております。全国的にもやっておりますし、弥富でもやっております。そして、各小・中学校では、栄養教諭、それから栄養士、それから養護教諭が中心となりまして、朝御飯を食べているかどうか、睡眠を十分とっているか、就寝時間はどうなっているかというようなこともしょっちゅう調べておりますが、当然その結果は保健だよりとか給食だよりで親さんの方へはしょっちゅう知らせております。そして、規則正しい生活や睡眠、バランスのよい食事の摂取等につきましては、健康な体づくりの啓発ということでやっております。それから、特に弥富には栄養教諭というような方もいらっしやいまして、これは海部・津島でお1人だと思います。県下で七、八人ぐらい指定されておりますが、そういう人たちも中心になってそういう運動を活発にやっておられます。それから保護者に対しましては、給食の試食会とかPTA懇談会のときに、早寝早起き、生活のリズムや栄養のバランスなどを配慮した食事についても話し合っておりますし、協力も呼びかけてまいっております。健康な体づくりのために、家庭における取り組みの推進をいろいろ図っております。そういうことで非常に部活動も活発でございまして、先日申し上げたかどうかわかりませんが、西尾張大会なんかに行きまして、弥富中学校は陸上大会、あるいは中学校の体育大会で優勝旗を10本近くも持って帰っております。そういうように、一例でございまして、非常に活発にもやっておりますし、吹奏楽とかそんなのも非常にいい結果を出しておるといえるのは、そういうところから来ておるといように私は考えております。

それから、特に親子で学校で食事会をしているのかどうかというようなこととありますが、これはどこの小学校でも給食の説明会というようなものをやっておりますし、親御さんに学校の給食はこんなのですよということを小学校も中学校もやっております。こんなこと

を申したらどうかと思いますが、学校の規模が大きくなりますと、一緒に食事をするというようなことはもう、とても食器とか場所もありませんのでなかなかできにくくて、食事はしてもらえども別室でやっているよというようなことになったり、特に桜小学校なんかは数が多いから、月ごとに1年生、2年生、3年生というようにやってみたり、いろいろ工夫をして炭竈議員がおっしゃるようなことには配慮をしてございます。いろいろなそういう報告も参っております。それから、特に十四山地域なんかでは祖父母の招待をした昼食会とか、3世代が一緒になって食事をするようなことをしたり、いろいろなことをやっているようですが、これも一部の生徒会の代表と一緒にするとかというようなことで、全員でというのはなかなか学校さんも難しいんですが、できるだけそういったような親子とか3世代を含めて一緒に食事をするようなことも、恐らくこれは海部地区では自慢していいくらい一生懸命にやっていたいておるとお思いますので、御理解いただきたいとお思います。以上でございます。

議長（大原 功君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

ただいま教育長の方から御答弁いただきまして、いろんな形で推進をしていただいているというお話でございましたけれども、実態調査はされたことはございませんということでしたので、やっぱり改善への第一歩として実態調査をして、その数字によってその改善をまた進めていくべきだと私は感じました。

特に今回は内閣府の方で、平成22年までに朝食を食べない児童をゼロにするということをおわれています。短期間ですけれどもこの中で、先ほども会食会のお話でございましたが、東京の品川でも「早寝早起き朝ごはん」を合言葉にして、親子会食をして栄養のバランスを考えているとか、今回、私は訪問させていただいたんですけれども、愛知県の西尾市の小・中学校では1999年度から食育ということに取り組みまして、2004年度からは食育科という正規の教科を授業として取り入れて、小学校・中学校の9年間を通した食育カリキュラムを設置して、食育の成果としても効果を上げているということでもございました。そして、この成果としては、個食の児童が激減をして、朝食が楽しいという子がふえたこととか、また環境の変化によって、規則正しい生活の中で人への思いやりとか成績アップなどの児童もふえたというお話を校長先生から伺ってまいりました。昨日も教育課長より、弥富市においてのいじめとか不登校という現状をお聞きしたわけですけれども、こうした心の問題などについても改善への力添えになるかと考えます。また、西尾市の場合、中学生が特に地産地消を呼びかけて、家庭や地域で食を見直す機運が高まっているということもお聞きしてまいりました。

こうした中で、まず実態調査を第一歩といたしまして、より改善策を考えていただくために、小中一貫の教育の中においてももっともっと推進を充実させていくべきだと考えますが、再度、教育長、御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 再答弁ということでございますが、調べた結果、毎日朝食をとっているのが、小学校が86.9%、中学校が77.6%、これは海部地区全体のものです。だから、海

部地区全体でも全国よりはるかにそういったようなものは進んでおります。時々食べているよというのが、小学校が12.2、それから中学校が20.2、食べないよというのが小学生が0.9%、パーセントですから100人に1人ぐらいのわけですね。ほとんどが大体は食べているよと言っております。それから中学生で2.2%になっております。弥富の場合は、大体毎日食べるというのは90%は行っているというように報告を受けております。それから、時々というのが10から15%、食べないというのは先ほどの0.9かそこらぐらいで、コンマ以下になると思いますが、そのようになっております。

そして、その理由を尋ねてみますと、「朝は時間がない」というのも一部ありますが、「食欲がない」とか、あるいは「お母さんが用意してくれてないから」というのもあるようでございます。そういったような細々したものを毎月調べてございます。

それから、学校別にもそういうことでやっておりますし、特に先ほど触れられました地産のものを食べようというようなことも、先ほど申しました栄養教諭というのが新しくできまして、先ほどの県下の8人の中の1人がおるというようなことで、その人が中心になりまして、地産のものを食べようということで各学校へ働きかけてまいっております。海部のほかのところでもそういったようなことをいろいろと研究をいたしまして発表したりして、鋭意努力しておるところでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） 私は、2点につきまして質問させていただきます。

まず、住民税の減額・免除制度の改善をということでございます。

この問題は、先回の9月議会でも私は取り上げたわけでありましてけれども、国の税制改正による影響や格差の拡大と言われております経済状況の進行などによりまして、低所得者、高齢者を中心に、担税能力を超えた住民税の課税がなされるという事態が広がっております。とりわけ65歳以上の高齢者、年金受給者に対する老年者控除の廃止などの影響で、収入がふえてもいないのに住民税が何倍にも高くなった、あるいは住民税の課税によりまして介護保険料の段階区分が引き上げられるなど、まさに雪だるま式に負担がふえると、こういう事態も起きております。午前中ですが、安井議員の方から一部このお話があったわけでございますけれども、特に高齢者の住民税につきましては、当市の2月の広報にも高齢者の税制が大きく変わりますということで発表がされておりまして、特に6月の住民税の算定が届く時点で大変高齢者の皆さんが驚いてみえるという事態も広がっているわけです。

特に、今回の税制改正の中で三つの問題があります。特に大きいのは公的年金等控除、これは140万から120万に大きく20万円減らされると。それから、住民税の場合ですけれども老年者控除、従来48万円引けたものがもう引けないと、これが廃止されました。それから高齢者の非課税限度額、これが昨年までは125万という額だったんですけれども、一気に現役世代並み、若い人と同じ額に引き下げられてしまったということです。

一番影響が大きいのが、非課税限度額125万が下げられちゃったということなんですけれども、ここの弥富の地域はいわゆる生活保護基準でいきますと3級地ということで、大都市圏なんかですとこれが35万円まで認められておりますけれども、当弥富市では28万円しか認められないということです。先ほど、安井議員が73万円のパート収入の方というお話をちょっとされたんですけれども、例えばお1人で暮らしてみえまして、年金がなくてパート収入に頼っているという方ですと、例えばその方の収入が仮に94万円、先ほど言いました93万円を1万円超しますと、これはパート収入ですから、いわゆる控除としましてはサラリーマンの給与所得控除が引けるわけなんですけれども、これが65万円引けると。残りますのが29万円。これが今言いました28万円を1万円超しちゃうということで、これが昨年まででしたら住民税の均等割もかからなかったのが、ことしになりますと均等割が一気にかかっちゃうということで、額としては4,000円という額なんですけれども、均等割がかかってくる。

あるいは年金の方ですと、公的年金等控除も減らされたこともありますけれども、今言いましたように非課税限度額が大きく変わりましたもので、例えば148万円という年金、月にしますと12万何がしなんですけれども、こういう方が仮にお1人で暮らしてみえるという場合、年金の収入しかないとなってまいりますと、148万から今言いました公的年金等控除120万を引きますと残るのが28万ということで、仮に1万円オーバーしまして149万の年金をもらっていると、昨年までは均等割もかからなかったやつが、ことしは均等割がかかってくるという事態が起こっておるわけです。いずれにしても、パート収入で94万円、年金で148万、これが果たして税金のとれる収入なのかと考えた場合、私は均等割でもこれはとるべきではないと考えます。

特に問題なのは、先ほど安井議員もおっしゃられたんですけれども、介護保険との関係なんですよね。この93万円を1万円でも超えますと、均等割課税が4,000円かかってくる。あるいは、年金も148万を超えて149万になっちゃったという場合、均等割という住民税が課税されると。そのことによりまして、一気に介護保険の、いわゆる段階区分が大きく上がっちゃいます、上の方へ。こういうふうに、昨年までは非課税だった方は、ことしは激変緩和措置というのが設けられておるんですけれども、こういう方ですと、去年までは介護保険料が年額2万4,300円だったんですね。これが、今度の税制改正によりまして激変緩和措置がなくなりますと平成20年には5万2,500円になっちゃうということで、非常に負担が

ふえてくると。

これ以外にも、例えば先ほど申し上げました公的年金等控除、これが20万減らされたことによりまして、例えば国民健康保険税も法で定まった減額免除があるんですけども、それも公的年金等控除が20万減ったことによって減額の対象にならなくなっちゃうことも出てくるわけですね。こういういろんな影響が出てくると。特に先ほど安井議員が言いましたように、介護保険料というのは非常に大きな影響があるということです。先ほど介護年金課長の方からも、いろいろ生活保護基準以下の方は減額を免除していくというようなお話がちょうどあったんですけども、やはり住民税そのものとして、もう少し実情に合った減額や免除の規則をつくっていただくことは必要ではないかと、このように考えております。

前回の9月議会で私は地方税法の323条のことを申し上げましたけれども、当該市町村の条例の定めるところにより市町村民税を減免することができるという規定があります。こういったことを十分積極的に活用していただいて、特に弥富市の減免規則、この前も私言いましたけれども、非常に実勢に合っていないところがあると。市側の御答弁は、当弥富市の減額免除の基準というのはお隣の愛西市と同じだよと。津島市や蟹江町では規則もありませんと、だからいいんですよということで変えませんよと言っておりましたけれども、これをよく見ていただきますと、どこまで当局の皆さんがこういった実態を本当に認識してみえるのか、非常に疑わしいと私は思っております。

この地方税法323条ですけども、これは前回もちょっとお話ししたんですけども、弥富市の場合ですと減額・免除の規則というのがございまして、収入が激減した方とか、あるいは前年の総所得金額が180万以下の方、特に問題なのは、180万以下で配偶者とか扶養親族がいる場合、なおかつ失業して失業保険の給付を受けておると、そういう二重、三重のハードルがありまして、なかなか規則があっても使えないというのが現状なんですよね。ですから、この180万という金額自体も非常に低過ぎるよという話をしたんですけども、とにかく困った人、本当に必要な人に対して積極的に減額・免除するためには、もっと基準を本当に実情に合ったものにしたらどうだというお話を私はいたしました。

参考のために、他の市町村でいろんな減免の上乗せ措置というのがありまして、通告に書いておきましたけど、これは川崎市の例なんです。これは、例えば市民税、県民税の納付が困難と認められた人に対して、以下の条件で住民税の減額が行われておりますと。川崎市の場合ですけども、これ、特にすごいのは全額を免除となっておるんですね。弥富市みたいに半額とかいうせこいのじゃなくて、全部免除しちゃうよということで、非常に進んだ制度だと思います。私、電話して川崎市役所に聞いてみたんですけども、申請書を出していただいて、市の税務課の方で判断をして、およそこういった収入に合っていれば、特別な事情がない限りは大体認めておりますと。それで、特に私がいいなあと思いましたが、前年

の所得が云々とか、あるいは所得の激変があったとか、失業したとか、そういった条件が全くついていないんですね。とにかくこういう収入の状況でしたら全額免除するということで、もちろんこれは財政力があってのことなんでしょうけれども、こういうことができるということでもあります。

それからもう一つ、京都市にちょっと聞いてみたんですけれども、京都市では住民税の所得割の納税義務がない人には均等割も免除すると、こういう制度もあるわけですし、これも京都市役所に聞きましたら、京都市というのは人口が140万人あるそうなんですけれども、これは当然市の方でつかんでおりますから、何人ぐらい免除されておりますかと聞きましたら、約3万2,000人免除されておるということで、1人4,000円ですけれども、これは確かにすごい制度だなと思いました。京都市のように3万2,000人の方が均等割も免除されると、もっといえば所得割を払えないような人は均等割も払わなくてもいいよと、そういう制度になっておるわけですね。

ですから、これは当然、さっきお話ししましたけど、介護保険料に対する影響も非常にいいものがあると。去年、均等割が非課税だった人が、ことしになってから課税になっちゃったということで非常に今問題が起きているわけなんですけれども、こういう問題にも対処できるということで、ぜひこういった制度を参考にいただきまして減免制度の拡充に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次、二つ目ですが、鯛浦町上本田の子どもの遊び場についてでございます。

11月23日の中日新聞に掲載されておりました記事で、上本田の子どもの遊び場の問題が取り上げられております。タイトルが「市長から借りた土地——有効利用されず「むだ遣い」の声」のタイトルで書かれております。これ、内容を少し読んでみますと、「同市鯛浦上本田にあります約750平方メートルの空き地。市などによりますと、1993年に地元の住民からの要望にこたえて、合併前、当時は旧弥富町長だった川瀬氏が同町に貸したと。もともと田んぼだったため、造成やフェンスの取り付けは当時の役場が行った。当時は頻繁に使われておったが、最近ではラジオ体操の時間以外はほとんど利用されていない。雑草が生い茂り云々」と書いてあります。「借地料として、土地の固定資産税分を毎年川瀬市長に支払っている。本年度は69万円の予算が計上されております」となっておるわけでありましてけれども、まずこの新聞報道を読みますと、最近ではラジオ体操の時間以外ほとんど利用されておらず、雑草が生い茂り云々と書いてあるんですけれども、私も、この新聞記事が出ましたので、ちょっと現場を見に行ってきたんですね。11月のこの新聞の記事が出てからちょっと後なんですけれども、やはり雑草がぼうぼうでした、本当に。たまたま、近所の方だと思っんですけれども、通りかかった方が見えまして、犬を連れて、犬の散歩をされてみえたと思っんですけれども、その方に聞いたら、使っておるところを見たことないよということをお言

れましたもんで、やはりこの新聞報道のとおりかなあと。ほとんど使ってないんじゃないかということをお近所の方も言ってみえました。

それで、先ほど本年度69万となっておりますけれども、借地料というのが要綱に定められておるとされておりますが、こういった計算方法で算出されてきて、平成15年、16年、17年はそれぞれ具体的に幾ら支払われたのでしょうか、お答え願います。これは固定資産税と借地料が幾らであったか、それぞれをお聞かせ願います。

それから、同じく報道によりますと、この土地はもともと田んぼだったため、土地の造成は当時の役場が行ったとされておりますが、この造成にかかった費用というのは一体幾らくらいかかったのでしょうか。そして次に、こういった経緯でこの市長の土地が選ばれたのか、ほかに適当な場所がなかったのか、それもお聞かせ願います。それから、この先もこの契約を解除せずに続けるのか、以上お答えを願います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 住民税の問題で質問が入っております。遠く川崎だ、京都だといって点々と飛んでいくようなことをごさいます、ここは愛知県の弥富でございますので、弥富に合ったことでもらいたいということをごさいます。

市民税の減免規定については9月議会で申し上げましたとおりでございます。減免の規定をさらに拡充するということは現在のところ考えていないということをごさいます。

それで、住民税の改正というものは県と市町村合わせて一律10%で、課税所得が200万円以下の低所得者に対しては5%から10%へ高くなってはおりますが、その分、所得税の税率の10%が5%に半減されておると。それとこれと対々ということで、調整控除も設けられましたので、住民税と所得税を合わせた税額はこれまでどおり変わりございません。その点、御理解を願いたいと思います。

以上、あとのことは私的なことをごさいますので、助役の方で答えていきます。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） お答えをさせていただきますが、海老江の子どもの遊び場の件につきましては市長という御要望でございましたけれども、これは借り手・貸し手と両方の意味がございますので、当時、民生部長を担当しておりましたので、私の方から御説明をさせていただきます。

海老江の子どもの遊び場の件につきましては、当時は子供さんも屋外で活発に遊ぶ機会が多くて、特に当時はドッジボール等が盛んに行われておりました。そういった中で、区長さんとか子ども会の役員さん等から、子供が身近に遊べる広場を整備してもらいたいということいろいろ御要望をいただきました。この御当地についてもやはり同じ状況でございまして、この問題は幅広く展開されておりました。当時、この土地につきましては平成5年でござ

ございますが、少し以前からこういった問題がございましたので、平成3年のときに広場の整備要綱を作成いたしました。この広場の整備要綱につきましては、いろいろ各地域で要望がございますけれども、無制限に整備することはできませんので、各小学校区七つまでということで整備要綱を定めまして、その中でそれぞれ各地域の皆さん方の御要望に沿って整備をまいりました。

今回、問題になっておりますこの土地につきましては、いろいろ海老江の方から、今申し上げましたように子ども会とか区長さん等から再三陳情がございましたんですけれども、地

元の方から土地をここで提供するから整備してもらいたいということの答えまでなかなか出ず、要望のみが強く出まして、いろいろ地元の方とも御相談をさせていただいたわけですが、最終的に今の土地に候補地が決まりまして、先ほど申し上げましたように平成5年に整備をさせていただいたものであります。

管理面のことも少しお話があったと思うんですが、管理面につきましては、あくまで地元の方をお願いをさせていただいております。したがって、あのような形でございますので、清掃だとか除草等につきましても地元の方をお願いを申し上げ、特に夏場は利用が大分高いようでございまして、夏場中心にそういった除草等の管理もさせていただいておるといような状況でございました。

次に、借地料はどうだというお話でございましたが、これにつきましては、当初、市長の土地ということございまして、市長も、地域の方からこれだけ要望があって、なかなか適地がないということについて、快く御同意はいただいたわけですが、当時、市民の皆さんが使われるものであるならば無償で使ってもらってもいいぞというお話もございましたが、当時私も民生部長を務めておりまして、公職にある者がそのような行為をとっていただくということは、やはり要綱に定められておりますので、要綱に沿った賃借をお願いをしたいということで申し上げまして、整備要綱に基づいた賃借で進めさせていただきました。

これは積算はどうかということでございましたので、平成3年に決定しましたこの賃借関係につきましては、市街化区域につきましては課税標準額の1,000分の40、そして農業をやっている地域でございますが市街化調整区域は低いものですから、課税標準額の1,000分の65というのを定めまして、この要綱に基づいて賃借関係を結ばせていただいたわけですが、当時、いろんな面でちょっと別の情報もあったようでございますけれども、あくまで賃借料の中には固定資産税も含んでおるという意味でございます。あの地域は市街化区域でございましたので、1,000分の40ということで賃借料を契約させていただいておまして、平成16年、17年は同じ額で35万2,928円お支払いしております。これは18年ともでございます。15年の数値はちょっとございませんけれども、2.5%ぐらい16年、17年とは下

がった形で契約をしておると思っております。

それから、いろいろそういう状況の中で今後についてでございますけれども、当初、申し上げましたように、非常に地域の皆さん方から強い要望で整備したものでございます。御指摘のように、当時はこういう要望の中で相当活発に利用されておりました。しかし、こういう時代とともに若干利用形態も変わってきておる状況であるのは事実だと思えます。特に今回こういうのが上げられましたのは冬場になってからの問題でございます、屋外で遊ぶということではなく、新聞報道で載せられたような形の管理状況になってしまっていたということでございます。このことにつきまして、今後、地元の皆さん方とともに、あの遊び場広場についてどうするかと。利用していただくならば、当然地域の皆様方に御利用いただくということになるわけでございますので、今後につきましては、地元の皆さん方とともによく議論をしまして、新年度については体制をとってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

造成費でございますが、先ほど申し上げましたように、平成5年に造成したわけございまして、今から13年ほどたっておりまして細かなものはございませんけれども、これは文書管理規程上申し上げておりますのでよろしくお願申し上げます。しかし、昔のものをいろいろひもといてみますと、平成5年につきましては、子どもの遊び場整備につきまして弥富町内で7件工事を修繕工事を含めてしております。そのトータル金額が647万9,203円、これは7カ所の工事トータルということになっております。

以上をもってお答えとさせていただきます。

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 今の助役の御答弁につきまして再質問をさせていただきます。

時代の変化で子供が外で遊ばなくなったとかいろいろおっしゃいまして、特に草ぼうぼうというのは市が悪いんじゃないと。地元の人が管理してないから悪いんだというお話なんですけど、私が一番問題といたしますのは、どういった経緯でこの川瀬市長の土地が子どもの遊び場として選ばれたのかと、これが今の助役の説明では何か釈然としないわけですね。随分前のことですから、当時町長が無償でもいいよとおっしゃったのかもかもしれませんよ。だけど、今弥富市内に子どもの遊び場というのが30カ所あります。そのうち5カ所は十四山にありますので弥富に25カ所なんですけれども、借地をして子どもの遊び場をつくっているというのは今の市長の土地だけなんです。あとの24カ所は市有地かどうか知りませんが、公の土地につくられておると。25カ所の中に1カ所だけ市長個人の、市長及び御家族の方ということらしいですけれども、土地だと。それで、こういうこともありまして、本当にこの当時、子どもの遊び場としてほかに適当な場所がなかったのかと。当時の状況は、確かにもう随分前のことですから資料も残ってないかもしれませんが、ちょっと古い住宅地図を見

ましたら、海老江の子ども広場というのがありまして、ちょっと小さくて見にくいと思うんですけども、イオンタウンの前の踏切を渡りまして、今の農協へ行く土地のところを北へぐるっと上がります。ここにあったんですけども、お聞きしたところによりますと、この土地を地主の方が返してほしいよということで、ここから今度こちらの線路際の川瀬市長の土地に移ったということになっております。

今のお話、住民からの要望がいろいろありまして、適当な場所がなかったと。いろいろ当たったけれども、結局市長の土地しかなかったからここにしたということなんですけれども、当時の事情を示す資料は残っていませんのではっきりわかりませんが、私は、この問題がありましたもんで、近所の方にいろいろお話を聞きました。そうしましたら、土地の造成をしてくれると、公費で。固定資産税もまけてくれる、こんなに借地料も出してくれると、こんないい条件だったら、言ってもらったら私もぜひやらせてちょうだいということ言う方が見えました。この人いわく、これひょっとしたら市長さんが小遣い稼ぎにやっておるんじゃないのと言われたんですけど、そういうふうにとられてもこれは仕方ないと思うんですね。この当時、減反を言われまして、米価も下がっておると。お米をつくってもなかなかもうからないという状況ですから、幾らでも貸す人はおったと思うんですね。

まず、当時の民生部長の助役ですけども、一般の方にこういうお話があるんですけどもということで公募されましたか。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） まず1点、今御指摘のような形に理解されているということに対してちょっと説明を加えさせてもらうんですけども、現在、市民の皆さん方から土地をお借りして公共に供しているというところは、48人ほどから借りておりまして、すべてこのルールでお借りしております。ここだけをやっておるわけじゃないんですよ。48人のうちの1人がたまたまそうなっているということでございます。

それから、ここは市街化区域でございまして、なかなか区長さん方も、土地の確保については地元の方々も、要望ばかりではいかんで、何とかせないかなあということで議論されていましてけれども、なかなか候補地がなかったというのは事実でございます。ですから、今おっしゃったような市長の方から提言していただいたということとは一切違いますので、御理解がいただきたいと思っております。

そして、固定資産税まで支援されてということをおっしゃったんですが、この中に固定資産税も含めて払っていただいておりますので、決してそのようなことではございませんので、御理解がいただきたいと思っております。以上です。

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 私、何回も言いますが、どうしてこの場所が選ばれたかというこ

とですね。

ちょっと先日も見てきましたら、今の子どもの遊び場の場所というのは、これは言っちゃ悪いですけど、非常に人けのない、子供が遊んでおると本当に誘拐されるんじゃないかというような場所にあるわけです。特に草でも伸びてきたら何があっても本当におかしくないと、そういう場所なんですよ。これを見ますと、以前の海老江の子どもの遊び場というのは市街地の中にありまして、ここで子供が遊んでいれば、当然、人通りもありますし、安全ですよ。いろんな事情から見まして、わざわざこんなふうに入けのないところへ持ってきてつくっておれば、だんだんこれを利用する人が減っちゃうんじゃないかということは予想できなかったんですか。どうです、そういう予想は。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） この場所が何か意図的じゃないかとかいろんなお話でございましたが、決してそうじゃございません。当初、要綱で各小学校区で限度は七つですよということを申し上げております。この場所を決定することは、この学区については一つ数が減ることでございます。したがって、この学校の区長さん全員に御同意をいただいて、この土地にぜひ頼むということで地元から強く要請をいただいて進めておるものでございますので、決して今おっしゃったようなこととは異なった形で議論され、決定されたものでございますので、御理解がいただきたいと思っております。

議長（大原 功君） ここで3時10分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時12分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 通告にしがいまして、川瀬市長、並びに池田教育長に質問をしたいと思っております。

それぞれ皆さん方も長時間にわたってお疲れでありますし、最後の質問者になりましたので、できるだけ簡潔に質問したいと思っております。また、それぞれ三宮議員を初め皆さん方から的確な御質問もありまして、答弁を聞いておりますと、残念ながらかみ合ういい答弁は相変わらず聞くわけにいきませんでしたので、私の質問にもそんなようなことになるかなあと思っておりますけれども、やっぱりきちとしたことだけは申し上げたいと思っておりますので、質問をさせていただきます。

特に今回、川瀬市長の政治姿勢について、約束を守る市政運営という点できちっと質問を

したいと思っております。市長、よく聞いておっていただきたいと思いますが、三宮議員からも指摘があったように、ぶつぶつ言っておってはいけませんので、どうぞひとつしっかりと聞いて、しっかりとお答えをいただきたいと。そして、今回は川瀬市長の今期最後の議会でありますので、できるだけ簡潔にいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

社会情勢の変化に伴いまして、政治への期待度、あるいは選挙の関心度も微妙に変化をしてきておる中で、選挙活動の方法として、昨今、特に首長選挙においてはマニフェストが重要視されるようになってきております。このマニフェスト、すなわち政権公約を作成して、政治姿勢、政策等を明確に示して支持を得る選挙というのが、もう御承知のとおり常識になってきています。有権者は、この選挙公約を投票行為の指針とすることが多くなりました。そのマニフェストに時間をかけて、ブレーンと英知を絞って作成されるというのはもう当たり前前のことでもあります。それは、選挙のときにうまい話をして、政治家は後からうそをついたなあというような批判を受けるようなことがあってはいけませんので、そのあかしとしてきちんと文書でとっておくという、こういうようなところからこのマニフェストがつけられるようになったとも言われております。愛知県知事候補予定者の陣営でもマニフェストを作成して県民の支持を得るように、今、新聞等でも報道されております。

4年前、当時の川瀬町長も同様に、「かわせ輝夫の七つのお約束」として町民に選挙公約を発表して当選されたことは、きょう三宮議員からも指摘があったとおりであります。重複はできるだけ避けたいと思ひますけれども、これだけは、今後、川瀬市長の政治姿勢を市民が判断をしていただくために大事な問題でありますから、川瀬市長が出馬を表明しておられる以上は、この問題だけはきちっと尋ねて川瀬市長の答弁をいただきたい。

問題は、こうした選挙公約というものについて、私は非常に重要なものだということに思っておるわけでありまして。当然これは有権者との約束事でありまして、守ることは当たり前だということに考えております。

そこで第1番目に、川瀬市長はこの選挙公約の重要性についてどのように認識しておられるか、伺いたしたいと思います。選挙に立候補を表明しておられますから、市民によく理解できるようにまず御答弁がいただきたい、これが第1点目であります。

続いて、公約の中で、きょうも指摘がありましたように、市町村合併問題については、まず十分な判断材料を提供して議論を尽くし、住民投票を含む皆さんの望まれる方法で決められるようにいたしますという公約をしておられたわけでありまして、今回の合併について重大な問題でありましたが、残念ながら多くの人の住民投票を実施していただきたいという要望も、直接請求という形で行われましたけれども、これは残念ながら行われることなく合併は進みました。編入合併だからいいと、こういう答弁のようでありましたけれども、市民を

大切にするという事は、合併をしていただきたいと言う方も、それを受け入れる方も、何らかの形で住民の意思をきちっと問うことは当たり前であります。そういう点で、川瀬市長の約束は、住民の意向を反映させるような十分な議論を尽くされ、住民の意向を確認するという選挙公約がきちっと実行されたかどうか。もし実行されたと思われるなら、具体的にその内容等を御説明いただきたい。私は率直に申し上げて、住民が望まれるようにいたしますという公約は果たされていなかったように思うわけでありまして、したがって、住民無視だというように私は考えておるわけでありまして、川瀬市長はどのように考えておられるのか、御答弁をいただきたいと思っております。

3点目として、これもきょう指摘がありました情報公開。公正な住民参加のまちづくり公約として、町政懇談会は自由参加、質問も自由質問方式とし、気軽に討議のできるものとして、以下、Eメール、ファクス、手紙などによる町への提言・質問箱を設けます。インターネットホームページによる情報公開を充実し等々と約束をされておったわけでありまして。この4年間に自由参加、質問も自由質問方式というような機会があったかどうか、また実行されたかどうか、これも具体的に御答弁をいただきたいと思っております。

そこで、まずこの3点は、来年1月に施行される次期市長選挙の大変重要な問題でもありますので、市民が川瀬市長の政治姿勢を判断する上で極めて重要でありますので、明確な御答弁をいただきたいと思っております。

続きまして2点目であります。1番目の質問といささか関連するところもありますけれども、「21世紀の弥富市のまちづくり」と称して11月初旬に2日間行われた市政代表者懇談会について質問をいたします。

昨今、国会審議や新聞紙上で、教育基本法の改正をめぐってタウンミーティングのやらせ問題が取り上げられております。弥富市総合計画策定のために行われた「21世紀の弥富市のまちづくり」をテーマに開催された市政代表者懇談会、これも見方によってはタウンミーティングのやらせと同様ではないか、何のために市政代表者懇談会が開催されたのかと疑問を持ち、批判の声を耳にいたします。中には市長の応援演説ととられるような発言者もありました。内容についても、発言者と当局や事務局と調整、打ち合わせがされているものもあったと言われております。市民の率直な意見や要望が反映されたものであるかどうか、疑問を感じます。しかも、時間的制約もあり、参加者から質問や意見が出される状況にはなかったわけでありまして。この市政代表者懇談会をもって市民の要望や意見が集約できたとするならば、これは大問題であります。重要な問題でありますので、今後、弥富市総合計画の策定について、審議会のメンバーはどのようになっているのか、また市民の公正な意向が十分反映されるようになるのかどうか、学識経験者や行政専門家の指導も受けられるのか、あるいはまた議会において議員の意見も反映される機会があるのかどうか、どのように

進められる予定か伺いたいと思います。

続いて、市民の意向調査の方法は、アンケートと、この代表者懇談会で終了されるのかどうか。これだけで市民の意向や要望が集約されたとするなら、市民の意向や要望を問うたという、ただ実績づくりにすぎず、疑問と問題が残ると思います。また、アンケート及び市政代表者懇談会に要した経費はどのくらいであったのか、その効果、活用方法はどのように考えておられるのか、この経費等を明確に示していただきたいと思います。

続いて、市政代表者懇談会とは直接関係ないと思いますが、そのとき参加者全員に配られた弥富市観光マップについて市長の意向を尋ねます。

これでありませう。きょうも指摘がありましたように、ひので保育所に川瀬町長の名前が書かれ、問題になったことがありました。また、工事現場のすべての看板に「発注者 弥富市長 川瀬輝夫」と書かれて、議会で指摘されたこともありました。今回、市政代表者懇談会の参加者に弥富市観光ガイドが配られていました。この中に、今お見せしたように大きな写真入りで弥富市長、川瀬輝夫名が掲載されています。参加者の方から、またこのような市長の宣伝かとあざけり笑って私に話された方もありましたが、その方々からいろいろと尋ねられましたので、私は調査をいたしました。その結果、これは商工労政課が9月に1万部づくり、現在までに約1,000部配布されているそうでありませう。弥富市を訪ねられた方々に観光宣伝を目的に作成されたそうでありませう。常識的に考えて、写真入りで市長名まで入れることはいかかなものか。川瀬市長は名前を書きたがる習性があるとよく言われておりませうが、普通こういふようなものは発行者として例えば弥富市とか、弥富市観光事業部とか、せいぜい弥富市長と書かれるものが常識ではないでしょうか。ましてや、選挙前の売名行為と受け取られてもいたし方のないことではないでしょうか。また、川瀬市長の今期の在任期間もあとわずかでありませう。2ヵ月足らずでありませう。こうしたときに、この1万部作成されたものが、もし市長が変わられるようなことがあったとするなら、この観光マップはすべてまた作り直しということになるのではないだろうか。そういうようなことになれば、また税金のむだ遣いと言わざるを得ませう。こうしたものが多く見受けられ、市民の関心事の一つでもあります。この問題に対して川瀬市長はどのように考えておられるか、常識を承りたいと思います。

続いて最後でありませうが、これは先般私が御質問をした海部・津島環境事務組合の損害賠償返還請求の経過についてお尋ねをいたします。

事務組合管理者から返還請求が出されたということは新聞等にも出されましたが、談合により損害をしたと認められたからだと思ひませうが、市議会には報告も説明もありません。金額もかなり大きいことでありませうので市民の関心も非常に高いために、川瀬市長一人の責任とは申しませうけれども、管理者として、川瀬市長にこの問題の経過についての御説明がい

ただきたいと思うわけです。

そこで質問をいたします。

最初に、公正取引委員会が示した見解について、この額等は妥当かどうか、改めて川瀬市長の判断・認識について伺いたいと思います。続いて、損害賠償返還請求金額の算定について10%プラス利息分と聞いていますが、公正取引委員会の見解からこの額は妥当かどうか伺いたいと思います。続いて、現在までに返還請求の経過はどのようになっているのか、また時効も考えられ、時期はいつまでになっているのか伺いたいと思います。相手側も簡単に返還請求に応じないであろうと言われておりますが、訴訟事件になる可能性はあるのかどうか。また、そのような場合にはどのような見通しであるのか、この点についても伺いたいと思います。

以上、市民の関心も高く、川瀬市長には市長選挙を目前にしておられますので、誤解を招かないように、市民によくわかるように明快な御答弁を賜りたいと思います。

続きまして、池田教育長に教育基本法の改正についてお尋ねをしたいと思います。

きょうは、65年前、真珠湾攻撃によって太平洋戦争、第2次世界大戦が勃発した歴史的な日であります。この問題は、新聞やテレビを初め、国会では重要法案として国民の関心が高まっていると言われておりますが、タウンミーティングのやらせ問題の方が関心が高く、教育の基本にかかわる問題でありながら、国民にはわかりにくい問題となっております。率直に言って、時代差を感じながら私自身もわかりづらい問題であり、果たしてこのような改正でいいのだろうか、急ぐばかりが能ではない、もっとじっくりと実態を把握した上で進めるべきでないかということも考えておりますけれども、この問題については非常に重要でありますから、教育行政に携わる人々はよくこの内容を把握していただく必要があると思うのであります。そうした意味で、教育行政の責任者としての教育長は、この教育基本法の改正案についてどのような見解を持っておられるのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

1番目に、教育基本法の改正の真の目的、なぜ改正をしなければならないのか、いい面と問題視されている面の両面をよく耳にしますが、教育長はこの改正案の骨子についてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

続いて、改正案が可決されようとしておるわけでありましたが、そうした場合、地方教育委員会の使命、職責の変化等どのようになるであろうかと感じておられるか、お聞きをしたいと思います。

きょう私は教育長にお渡ししておきましたけれども、日経新聞も連載で大変この問題を載せておりまして、私も読んでおりますし、教育長にも差し上げましたので、どうぞ見ながら考えをお聞かせいただきたい。きょうはタウンミーティングではありませんので、教育長としての率直な見解、御意見を承りたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 幾つかの面で御質問を受けましたので、一部交差するところもあるかと思いますが、御理解を願いたいと思います。

それでは公約につきまして、私の市政運営に対する考え方は、当然目指す方向を市民の皆さん方に知っていただくということが第一条件でございます。その計画の実現に向けて最大限の努力を傾けてまいりましたということでございます。

それから市町村合併につきましてですが、市民参加のまちづくりにつきましては三宮議員にお答えしたとおりでございます。市の提言・意見については、メールで市長への手紙としていつでも市民の皆様からいただけるようになっております。またファクスも結構でございますので、御意見をいただきたいと思っております。また、ホームページにおきましては内容を一新いたしまして充実したものとなっておりますので、ごらんいただければよくわかるかと思っております。

次に、市政の代表者懇談会につきまして、本年4月の合併を受けましてちょうど8ヵ月ぐらいになりますが、新しいまちづくりについての考え方を実現するための方法をまとめる総合計画を今は作成中でございます。市民協働によりますまちづくりをキーワードに、そしてさらには目指す将来像、「美しい水と緑 みんなでつくる 交流拠点都市」の実現に向けて、二つの町村がこれまではぐくんできた地域の個性や特徴を十分に生かし、そしてまた連携し、一つの力となって大きく躍進する新市のまちづくりに取り組むための施策に反映することを目的とするために開催いたしました。懇談会におきましては、「21世紀の弥富市のまちづくりを語ろう」という基本テーマに、安心・安全なまちづくり、そして2番目には生活基盤の整備、3番目は21世紀に対応した福祉社会づくり、4番目は学校教育、文化の継承と創造、生涯学習、青少年健全育成など身近な問題について各界の代表の方から自由に御自身の御意見を率直に述べていただいた懇談会であります。

市民の意識調査につきましては、弥富市総合計画の中・長期のことでございますが、弥富市の総合計画を策定中でありまして、市民参画の一環として、市民の皆様が考えている住みよいまち、住みたいまちとはどういうまちかということ进行调查するために、無作為に20歳以上の市民の皆様方 2,500名を対象にアンケート調査にお答えいただき、市に対する現状、評価や、さらには施策に要望等がありましたら、それを把握することによって今後の施策検討の基本資料とするものであります。調査提出につきましては、速報版といたしましてお渡しいたしましたとおりでございます。

総合計画によって、いろいろ職員の研修、ヒアリング、報告書、いろいろの面で契約をしたところでございます。市政の代表者懇談会につきまして、2回分の経費といたしましては

24万 1,700円でございます。

さらには、海部・津島の環境事務組合の損害賠償返還請求の問題でございます。

この経過につきまして、私が組管理者に就任する前のことございまして、全く知らんとは申しませんが、一町長として参画したのでございます。しかし、その内容につきましては、管理者、そして3名の役員の方で執行されておったということでございます。9月議会にお答えしたとおりでございます。今後のことは、組合の正・副管理者であります構成市町村長で十分協議を重ねて、組合議会にお諮りして対応してまいりたいと考えておるところでございます。

また後、再質問ございましたときにはお答えいたします。以上でございます。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 佐藤博議員の教育基本法の改正についての御質問にお答えいたします。

先ほども原沢議員の御質問にお答えしたところでございます。基本法につきましては遵守してまいります。

それから、地方教育委員会のあり方についても幾つかの提言がなされているところでありますが、いろいろな御意見があることは承知しておりますが、これまでも教育委員会が果たした役割と成果を十分に踏まえ、学校や家庭、地域とより密接に連携して、現在の教育が抱える課題を解決するために教育行政を推進していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 観光マップのことについてお答えさせていただきます。

観光マップにつきましては、弥富・十四山の合併に伴い、新しい市を県内外にアピールするとともに、名所旧跡などの紹介により地場産業を振興するために9月に制作しました。市政代表者懇談会では、参加者の皆様に新しい観光マップの紹介と弥富・十四山の両地区のそれぞれの名所旧跡を紹介し、配付いたしました。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 三宮議員のときと同じように、誠意ある情緒豊かな心のこもった答弁とはとても考えられませんので、それほど何回も質問してもいかんと思います。時間が迫っておりますので、簡潔に再質問をいたします。

まず、ピント外れがほとんどであります。ということはどういうことかということ、目指す方向を示す代表者懇談会、あるいはテーマ、いろいろ今言われましたが、そういうことは当然わかっておるわけなんです。問題は、本当に市民の要望や意見が聞かれるようなものになるのかどうか。そしてまた、いいものをつくらうとするんだったら、やっぱり専門家とか、

あるいは中央行政の経験豊かな人とか学識経験の人とか、こういうような人たちの意見を取り入れて最終的に作り上げるものだとは私は思いますけれども、そのメンバーはどういう方でしょうかということを探ねたわけではありますが、全くお答えになっておりません。

2,500名の方のアンケート、これは意見を聞く一つではあったけれども、内容からすると、21世紀のまちづくりの提言というようなものにはほど遠いものだったと私は思っております。そういう意味で私は質問をしましたが、これ以上質問してもあまり効果はないと思いますので、そうした点で一つだけに絞って、どのようなメンバーで最終的に作成されるのか、そして市民の今の要望とか意向はこれだけで十分把握できたかどうか、その2点について再度質問をいたします。

それから返還請求については、もちろんこの問題が起こった発端は、川瀬市長は管理者ではありませんでした。しかし今、管理者として、この起こり得た問題を解決せないかんわけなんです。この返還請求は、川瀬市長の名のもとに返還請求がされておると思っています。そういう意味で、もちろん副管理者等と御相談はされることであらうけれども、やっぱり経過等については、弥富市も応分の費用負担をしておるのでありますから、議会にいろいろと報告されてしかるべきじゃないか。組合議会で諮ればそれでいいというものではないと思いますので、その点についてもう一遍、弥富市の議会というものを尊重するというのであれば、市民にわかるように弥富市議会で経過の報告、見通し等は御説明になってもいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

それから観光マップについては、目的は私はわかっておるんです。何も目的を云々しておるわけじゃありません。こういう観光マップにこういうような市長の顔写真や名前を入れて1万部つくって1,000部使われたということでもありますから、あとの9,000部がまだあるはずなんです。これで市長が引き続いてならればいいというもんじゃなくて、こういうようなものにこういうようなものを入れていくということが常識的に考えてどうかと、こういうことを質問しておるわけなんです。ましてや市長が変わったということになれば、これはそのところだけ切って渡すわけにはいきませんのでほごになるんじゃないかと。そういう点についてどう考えておられるかと、常識の範囲で聞いておるわけですから、お答えをいただきたいと思っております。

それから教育長の答弁は、本当にわからんといえはわからんだろうと思うんだけど、私はそういうことではいささか教育長として残念だなあというように思っております。今、学校の先生等にもどうだということも聞いても、中身はわからんというお答えが多いんです。私も全部はわかりませんが、問題点だけは私なりに把握をしております。ですから、教育長も当然今度のこの教育基本法を尊重すると。決まった結果は尊重するのが当たり前なんですけれども、まだ今決定しておるわけがないんだから、基本法については、こういうよう

な点についていい点があり、こういうような点については自分たちとして問題を感じざるぐらいの発言があってしかるべきだと思いましたがけれども、なかなかそういうお答えもできませんので、今回のこの教育基本法の改正は非常に重要な問題でありながら、後で決まってしまうからああしまったということになってはいけませんので、十分検討する必要があると思うんです。

一番の問題は、今、政府でも教育再生懇談会という形でやっておるんです。どういうことかということ、現状を見ると学力が低下している、あるいは自立心が欠如しておる、生命の尊厳が失われておる、人格形成が欠如されておる、こういうような問題が、今さまざまな形でいじめだとかいろいろのことで起こっておる問題なんです。ですから、こういうような問題を一遍洗い直して、もう一遍教育を再生させようということなんです、簡単に言うと。民主主義のもとに日本も戦後60年。新しい憲法下において、新しい教育基本法の中において、経済、市場中心、あるいは価値観、こういうものが中心になって、本当に現在の教育基本法では追いつかないものがあるということから、もう一遍伝統的な日本のレベルの高かった教育、あるいは礼儀正しかった教育というものを見直して、そして新しい教育の再生をしていこうという、新しい時代に即応した教育をどうのようにやっていくか、私は家庭生活を教育の原点だと思っております。あるいはまた社会生活、そういうようなものをこれからどうのように見直していくか。こういうところに、国家主義とは言いませんけれども、「愛国心」というような言葉だけで果たしていいだろうかという面が非常に多くありますので、新聞等も指摘しております。そしてまた、私が最近読んだのは「国家の品格」というので、藤原ていさんの御子息が書いておられるものも非常に参考になると思いますので、教育長にそうしたものも提言を申し上げて、教育長の質問は終わりたいと思います。市長についての質問はもう一度お願いをしたいと思います。以上。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 総合計画というものは、市民の生の声が最も重要であるということが必要でございまして、その声を学識者が組み立てるべきではないかと考えておるところでございます。先ほど非常に教育論を熱心に豪語されましたが、教育論は国・県が方針を立てることとして、私たちもそのような中で生きてきたわけでございますが、国・県の方向に従ってやるのが無難じゃないかということでございますので御理解願います。

それからもう一つの問題でございますが、観光マップは常識の範囲内であると私は考えております。

それから、海部・津島の環境事務組合の損害賠償の請求でございます。これは先ほども言いましたように、焼却場ができましたのは私が管理者でないときでございますけれども、一員でございます。他の組合の動向を見ながら方法をよく研究して対処していきたいと考えて

おりますので、またいろいろな方法で情報を提供することもあると思いますので、よろしく  
お願いいたします。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） お聞きいただいて、皆さん方、何か私、川瀬市長いいかなあという心配をするようになりました。今、私がわかりやすく質問しておっても、全くその質問に答えられるような状態ではありません。異常事態になったかなあとは感じております。したがって、私は最後に、総合計画の問題もありますし、環境事務組合も経過はどうなっていますかということは、きちっと議会に、弥富市も応分の負担金を出しておるんですから、その都度その都度、経過は報告されてしかるべきだと思っておるんです。報告がないということになると、市民は余計に疑惑を感ずるということもあると思うんです。ですから私は、市長はこういうものについてはきちっと報告をされた方が誤解を招かないですよということを申し上げたわけなんですけれども、そういうようなことが報告できない、質問に答えられないということは、まことに残念な事態に至ったということを上申して質問を終わります。

議長（大原 功君） 以上をもって、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後 3 時 55 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 宇佐美 肇

同 議員 久 保 文 哉





平成18年12月18日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 佐藤博  | 2番  | 武田正樹  |
| 3番  | 小坂井実 | 4番  | 佐藤高清  |
| 5番  | 立松新治 | 6番  | 山本芳照  |
| 7番  | 村井邦彦 | 8番  | 新田達也  |
| 9番  | 渡邊昶  | 11番 | 栗田和昌  |
| 12番 | 杉浦敏  | 13番 | 炭竈ふく代 |
| 14番 | 三浦義美 | 15番 | 浅井葉子  |
| 16番 | 中山金一 | 17番 | 前田勝幸  |
| 18番 | 安井光子 | 19番 | 佐藤良行  |
| 20番 | 高橋和夫 | 21番 | 立松一彦  |
| 22番 | 水野博  | 23番 | 高橋清春  |
| 24番 | 木下道郎 | 25番 | 宇佐美肇  |
| 26番 | 久保文哉 | 27番 | 黒宮喜四美 |
| 28番 | 四方利男 | 29番 | 大原功   |
| 31番 | 原沢久志 | 32番 | 三宮十五郎 |

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

10番 伊藤正信

3. 会議録署名議員

27番 黒宮喜四美                      28番 四方利男

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

|                   |      |                |      |
|-------------------|------|----------------|------|
| 市長                | 川瀬輝夫 | 助役             | 加藤恒夫 |
| 教育長               | 池田俊弘 | 総務部長           | 北岡勤  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 服部輝男 | 開発部長           | 横井昌明 |
| 教育部長              | 平野雄二 | 十四山支所長         | 平野瞳  |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野茂雄 | 監査委員<br>事務局長   | 村上勝美 |
| 総務部次長<br>兼税務課長    | 佐藤忠  | 開発部次長<br>兼農政課長 | 早川誠  |

|                   |      |        |      |
|-------------------|------|--------|------|
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 大木博雄 | 総務課長   | 佐藤勝義 |
| 企画情報課長            | 村瀬美樹 | 管財課長   | 渡辺安彦 |
| 防災安全課長            | 服部正治 | 会計課長   | 青木麗子 |
| 市民課長              | 加藤芳二 | 保険年金課長 | 佐野隆  |
| 環境課長              | 久野一美 | 健康推進課長 | 鯖戸善弘 |
| 福祉課長              | 横井貞夫 | 介護高齢課長 | 佐野隆  |
| 児童課長              | 山田英夫 | 商工労政課長 | 若山孝司 |
| 土木課長              | 橋村正則 | 都市計画課長 | 三輪眞士 |
| 下水道課長             | 伊藤敏之 | 教育課長   | 前野幸代 |
| 社会教育課長            | 高橋忠  |        |      |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 下里博昭 | 書記 | 柴田寿文 |
| 書記     | 飯田宏基 |    |      |

7. 議事日程

|       |          |                                    |
|-------|----------|------------------------------------|
| 日程第1  |          | 会議録署名議員の指名                         |
| 日程第2  | 議案第67号   | 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件                |
| 日程第3  | 条例議案第78号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件     |
| 日程第4  | 条例議案第79号 | 弥富市副市長の定数を定める条例の制定の件               |
| 日程第5  | 条例議案第80号 | 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件      |
| 日程第6  | 条例議案第81号 | 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件        |
| 日程第7  | 条例議案第82号 | 弥富市安全なまちづくり条例の制定の件                 |
| 日程第8  | 条例議案第83号 | 弥富市消防団条例の一部改正の件                    |
| 日程第9  | 条例議案第84号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件            |
| 日程第10 | 条例議案第85号 | 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件 |
| 日程第11 | 条例議案第86号 | 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件          |
| 日程第12 | 議案第68号   | 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件                |
| 日程第13 | 議案第69号   | 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件          |
| 日程第14 | 議案第70号   | 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件            |
| 日程第15 | 議案第71号   | 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件        |
| 日程第16 | 議案第72号   | 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件            |

日程第17 議 案第73号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件  
日程第18 閉会中の継続審査の件

午後2時21分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第4回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、黒宮喜四美議員と四方利男議員を指名いたします。

ここで、原沢久志議員から発言を求められておりますので、許可いたします。

原沢議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。発言の取り消し申し出を行います。

12月8日の会議における私の発言のうち次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう、会議規則第65条の規定により申し上げます。その内容につきましては、皆様のお手元に文書が配付されておりますので、その内容でございます。

今回、発言の取り消しの申し出といたしまして、上段の部分と下段の部分と2点について取り消しを申し出ております。上段の部分は意見書の中身であります。この弥富市議会で採択した内容以外の文言を議会の場で読み上げてしまいましたが、この文言は意見書の案として提案された内容であり、私のミスであり、発言の取り消しを申し出るものであります。

下段の申し出につきましては、子供たちの純粋な気持ち、心を傷つけることがあってはならないと思い、削除を申し出るものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

〔「議長、動議」の声あり〕

議長（大原 功君） はい。

4番（佐藤高君） 小坂井議員の賛成を得て、動議、休憩をお願いいたします。

議長（大原 功君） 今、佐藤高君議員から動議が出されましたので、その動議の内容の説明を聞きたいので、ここで本会議を休憩して、全協へ戻して今からやりますので、よろしく願いをいたします。

じゃあ、今から全協を開きます。

午後2時24分 休憩

午後2時56分 再開

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま原沢議員から、12月8日の会議における発言につきまして、会議規則第65条の規定により、お手元に配付した申し出書のとおり、発言の一部取り消しについて申し出がありました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、原沢議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2 議案第67号 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件

日程第3 条例議案第78号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件

日程第4 条例議案第79号 弥富市副市長の定数を定める条例の制定の件

日程第5 条例議案第80号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件

日程第6 条例議案第81号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

日程第7 条例議案第82号 弥富市安全なまちづくり条例の制定の件

日程第8 条例議案第83号 弥富市消防団条例の一部改正の件

日程第9 条例議案第84号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第10 条例議案第85号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

日程第11 条例議案第86号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件

日程第12 議案第68号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第13 議案第69号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第14 議案第70号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件

日程第15 議案第71号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

日程第16 議案第72号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第17 議案第73号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第67号から日程第17、議案第73号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件について、審査経過の報告を総務常任委員長。

総務常任委員長（三浦義美君） 総務常任委員会に付託されました案件は、条例議案第78号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件初め10件であります。

本委員会は去る12月14日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、条例議案第78号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理の件、条例議案第79号弥富市副市長の定数を定める条例の制定の件、条例議案第80号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件、条例議案第81号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件、条例議案第82号弥富市安全なまちづくり条例の制定の件、条例議案第83号弥富市消防団条例の一部改正の件、条例議案第84号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、条例議案第85号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件、以上8件を一括して審査しましたところ、安全なまちづくり条例における市民の責務や、市職員の勤務時間、休暇などに関する条例の休息时间などについて質疑がありましたが、8件を一括して採決した結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第68号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件は、老人福祉について反対討論がありましたが、採決した結果、賛成多数で原案を了承しました。

また、議案第70号平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件は、採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

以上、審査結果の報告をいたします。

議長（大原 功君） 次に、建設経済常任委員長。

建設経済常任委員長（佐藤良行君） 建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第68号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件ほか2件であります。

本常任委員会は去る12月13日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第68号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件、議案第71号平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件、議案第73号平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件、以上3件を一括審査しましたところ、農地・水・環境保全向上対策支援業務等について一部質疑がありました。そして、議案第68号を採決したところ賛成多数で、また議案第71号、議案第73号を採決したところ全員一致で原案を了承いたしました。

以上、審査結果の報告を終わります。

議長（大原 功君） 次に、厚生常任委員長。

厚生常任委員長（高橋和夫君） 厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第67号愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件についてほか4件であります。

本委員会は去る12月13日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第67号愛知県後期高齢者医療広域連合の設置の件については、今後の高齢者医療の安定した給付事務を行うため設置する議案であり、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

次に、条例議案第86号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件については、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第68号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件の主なものについては、第3款民生費の後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金67万円で、これは国の制度改正に伴い、広域連合設立準備会のための補正予算であり、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

次に、議案第69号平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件及び議案第72号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件の2件については、全会一致で原案を了承しましたことを御報告申し上げます。以上です。

議長（大原 功君） 次に、文教常任委員長。

文教常任委員長（浅井葉子君） 文教常任委員会に付託されました案件は、議案第68号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第5号）の件のうち教育費についてであります。

文教常任委員会は去る12月14日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました補正予算の主なものは、弥富中学校移転屋内運動場改築・武道場建築工事請負費の債務負担行為9億9,000万、これは本年度じゅうに請負業者を決定し、19年4月より工事着手する旨の説明がありました。その他、白鳥小学校の舞台装置のどんちょうの修繕工事250万円、十四山中学校の浄化槽の水中プロア取りかえ60万円、小・中学校のいじめ・不登校等対策補助金220万円などでありました。委員の中から、弥富中学校移転改築費用、またいじめ・不登校等の対策の要綱、また内容などの質問がありました。反対討論・賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

安井議員。

18番（安井光子君） 安井でございます。

議案第67号愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について反対討論をさせていただきます。

2008年4月から発足する後期高齢者医療制度は、75歳以上、65歳から74歳までの一定の障害を持った人も含みますが、この高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離し、高齢者だけを被保険者とする制度です。新制度の問題点は、一つ、保険料は介護保険と同じように年金天引き方式などで徴収されます。保険料は、高齢者数の増大に応じて値上げがされていきます。保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書が発行されます。二つ目は、後期高齢者は、診療報酬もほかの世代と別建てにされます。後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実に診療報酬を引き下げ、手抜き医療になる危険性があり、医療機関は、診療報酬が下がると収入が減るため、高齢者を敬遠する事態が起こりかねません。三つ目、この制度の運営主体は広域連合です。愛知県広域連合議会の定数は34人。この地域の選挙区市町村、津島市、愛西市、弥富市、海部郡の町村で2名の議員しか出せません。この議会では住民との関係が遠くなり、保険料や減免制度が高齢者の実態から離れたところで決められることになりかねません。以上の点で、この制度は高齢者の命と健康が脅かされる懸念がありますので、広域連合規約に反対し、反対討論といたします。

次の問題に移らせていただきます。

議案第68号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件で反対討論をいたします。

3款、3項、19節高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金についてでございます。議案第67号との関連議案ですので反対いたします。以上です。

議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第67号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立25名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、議案第67号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第78号から第86号までの9件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、条例議案第78号から第86号までの9件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第68号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立25名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、条例議案第68号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第69号から第73号までの5件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号から第73号までの5件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第18 閉会中の継続審査の件

議長（大原 功君） 日程第18、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、川瀬輝夫市長より年末に当たり発言を求められておりますので、許可いたします。市長。

市長（川瀬輝夫君） 平成18年12月議会閉会につきまして一言ごあいさつ申し上げます。

12月1日から18日までの18日間、提案いたしました議案を慎重審議賜りまして、滞りなく可決・承認をいただき、まことにありがとうございました。

時の流れは早いものでございまして、私が町政、そして市政を担当いたしましてから、間もなく16年が過ぎ去ろうとしております。町長就任以来、「住んでよく・暮らして楽しいまちづくり」の実現に向けまして最大限の努力を傾けてまいりました。

さて、本年は、関係者の努力と市民の皆様の温かい御理解と御協力によりまして弥富市誕生の記念すべき年となり、4月1日の合併以来、防災広場を備えた大藤児童館の完成、弥富中学校の校舎移転改築事業の工事着手、道路、公園、公共下水道整備などの都市基盤整備も進んできまして、まちづくりも順調に推進することができました。また、商工会、シルバー人材センターを初め市の関係機関の合併も進んできてまいりまして、名実ともに弥富市としての市政が円滑に移行しつつありますが、まだまだ課題も残っております。

合併は終着点ではなく、時代の要請に応じた新たな地域づくりの出発点であり、合併の効果をいかに早期に具体化していくのか、皆さんから負託を受け、初代市長といたしまして市

政の重責を担わせていただいております。私に課せられた最大の使命でございます。私は、この大きな改革期にあるときこそ、地に根をはい、そびえ立つ木のごとく、しっかりと大地に足をつけ、対応を的確に判断して、市民の皆様への暮らしの安心・安全を確保しながら、弥富市の将来に夢と希望が持てるよう市政運営をしていかなければならないと決意しております。そして、歴史と伝統に培われました私たちのふるさとに育つ子供たちが大人になったときに、ああ合併してよかったと言ってもらえるように、新しい時代の新しいまちづくりに向けて市民の皆様とともに手を携え、個性と魅力あるまちづくりの推進に私の持てる力を十分発揮し、またすべてを傾注する覚悟でございます。

今後とも議員の皆様方の御指導と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げますとともに、平成19年が市民の皆様にとって幸せ多き年となりますよう心からお祈り申し上げまして、ごあいさつといたします。

議長（大原 功君） 私からも一言ごあいさつを申し上げます。

市議会の皆さん方には、議会運営のために私ども議長を御指導いただきましたことを心よりお礼申し上げます。また、行政側からは川瀬輝夫市長、加藤助役、池田教育長初め職員の皆さん方には御指導いただきましたことも心よりお礼を申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

これもちまして、平成18年第4回弥富市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

~~~~~

午後3時17分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 黒宮 喜四美

同 議員 四方 利男